

# 第55回 定時株主総会 招集ご通知

Tokyo Century Corporation

日時

2024年6月24日（月曜日）  
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

場所

東京都千代田区神田練塀町3番地  
富士ソフトビル5階  
アキバホール

※末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## ■目次

第55回定時株主総会招集ご通知 ..... 2

### 株主総会参考書類

|       |                                 |    |
|-------|---------------------------------|----|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件.....                    | 7  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件.....                   | 8  |
| 第3号議案 | 取締役13名選任の件.....                 | 15 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件.....                  | 30 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件.....                | 31 |
| 第6号議案 | 取締役に対する業績連動型株式<br>報酬制度導入の件..... | 33 |

※以下の記載内容は、電子提供措置をとっておりますので、当社ウェブサイトをご確認ください。

|              |    |
|--------------|----|
| 事業報告.....    | 41 |
| 連結計算書類等..... | 66 |



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8439/>



## 株主の皆さまへ



株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。2024年6月24日（月曜日）に当社第55回定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお送りいたします。

2024年6月

代表取締役社長 馬場 高一

2023年度のわが国経済は、インバウンド需要の持ち直しなどにより企業収益や個人消費活動が改善するなど景気は緩やかな回復傾向にある一方、急速な円安の進行や資源価格の高騰、物価高に加え、欧米を中心とした金融引き締め政策、世界各地での紛争リスクによる社会経済への影響が続くなど、依然として先行き不透明な状況にあります。

そのようななか、当社グループにおきましては2023年度を初年度とする「中期経営計画2027」に基づく施策を着実に推進し、2023年度の経常利益は1,173億円（前期比111億円増）、また親会社株主に帰属する当期純利益は721億円（同674億円増）とV字回復を達成し、過去最高益を更新いたしました。

2024年度の業績予想については、経常利益1,250億円、親会社株主に帰属する当期純利益は800億円と増益を見込んでおり、株主還元につきましても2024年度配当予想を1株当たり年間58円（中間29円、期末29円）といたしました。

今後とも、信頼されるサービス・事業パートナーとして、循環型経済社会の実現に貢献し、社会課題の解決に向けての挑戦を続けてまいりますので、株主の皆さまにはご支援を何卒よろしくお願いいたします。

証券コード 8439

2024年6月4日

(電子提供措置の開始日 2024年5月24日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田練堀町3番地



東京センチュリー株式会社

代表取締役社長 馬 場 高 一

## 第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tokyocentury.co.jp/jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦  
覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使  
することができますので、議決権行使についてのご案内（4頁～5頁）をご高覧のうえ、2024  
年6月21日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげま  
す。また、本株主総会におきましては、株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネット  
によるライブ配信を行います。詳細につきましては、株主総会ライブ配信のご案内（6頁）をご  
確認ください。

敬 具

記

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時          | 2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始時刻 午前9時）                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2. 場 所          | 東京都千代田区神田練堀町3番地<br>富士ソフトビル5階 アキバホール<br>※末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 3. 目的事項         | <p>報告事項</p> <p>1. 第55期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第55期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役13名選任の件</p> <p>第4号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件</p> |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | <p>(1) 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を行使することができる他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面（委任状）をご提出のうえ、議決権を行使することができます。</p> <p>(2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。</p>                                                                 |

以 上

.....

◎書面交付請求された株主様へ送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。下記の事項については、2頁記載のウェブサイトをご参照ください。

- ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



2024年6月24日（月曜日）  
**午前10時**（受付開始時刻 午前9時）



2024年6月21日（金曜日）  
午後5時15分到着分まで



2024年6月21日（金曜日）  
午後5時15分入力完了分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

[illegible]

-こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5・6号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 → 「否」の欄に○印

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 → 「賛」の欄に○印  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

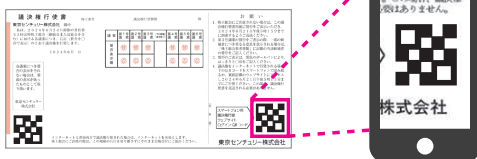
- 書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

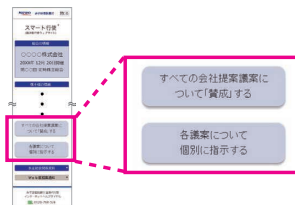
議決権行使書に記載の議決権行使コード、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

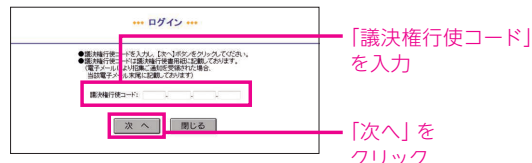
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

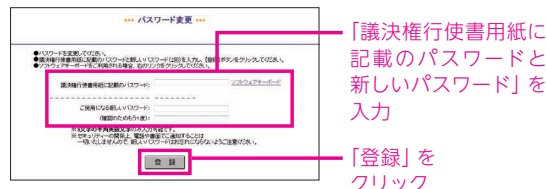
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書に記載の「議決権行使コード」をご入力し「次へ」をクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、右記にお問い合わせください。

ご利用に関する  
お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部  
0120-768-524

受付時間  
9:00～21:00  
(年末年始を除く)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。

## 1. ライブ配信日時

2024年6月24日（月曜日） 午前10時から

## 2. ライブ配信のご視聴方法（ライブ配信システムへのログイン方法）

- (1) スマートフォンやタブレット端末で視聴する場合  
本定時株主総会招集ご通知に同封の「東京センチュリー株式会社 第55回定時株主総会ライブ配信のお知らせ」に掲載しておりますQRコード\*をカメラアプリまたはバーコードリーダーアプリで読み取っていただきますと、ウェブブラウザが起動し視聴できます。
- (2) パソコンから視聴する場合／QRコード\*でログインできない場合  
本定時株主総会招集ご通知に同封の「東京センチュリー株式会社 第55回定時株主総会ライブ配信のお知らせ」に掲載しておりますURLへアクセスいただき、IDおよびPasswordを入力し、「ログイン」ボタンをクリックすると視聴できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 3. ご視聴に関するご留意事項

- (1) ライブ配信をご視聴していただく株主様は、株主総会の模様を視聴することができますが、議決権行使、ご質問、ご意見および動議の提出をすることはできません。議決権行使につきましては、2024年6月21日（金曜日）午後5時15分までに、あらかじめ議決権をご行使ください。
- (2) ご来場される株主様のプライバシーに配慮し、会場後方からの撮影による役員席付近のみの映像とさせていただきますが、会場都合によりご来場株主様が映り込んでしまう場合があることをあらかじめご了承ください。
- (3) ご使用のパソコン・スマートフォン・タブレット等の環境や通信環境等の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れたり、ご視聴できない等の不具合が生じる場合がございます。
- (4) ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主様のご負担となります。
- (5) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (6) 万一、何らかの事情によりライブ配信を行うことができない場合は、当社ウェブサイト (<https://www.tokyocentury.co.jp>) にてお知らせいたします。

## 4. お問い合わせ先

ご不明の点は、**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。  
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は内部留保の充実を図るとともに、長期的かつ安定的に利益還元を行うことを基本方針としております。進捗中の「中期経営計画2027」において、成長投資、財務基盤とのバランスを確保しつつ、安定的な株主還元を実施することとし、配当金は、累進配当を基本としつつ、利益成長による増配を目指し、連結配当性向35%程度としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### 1 配当財産の種類

金銭

#### 2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額

当社普通株式1株につき

27円

総 額 13,220,661,780円

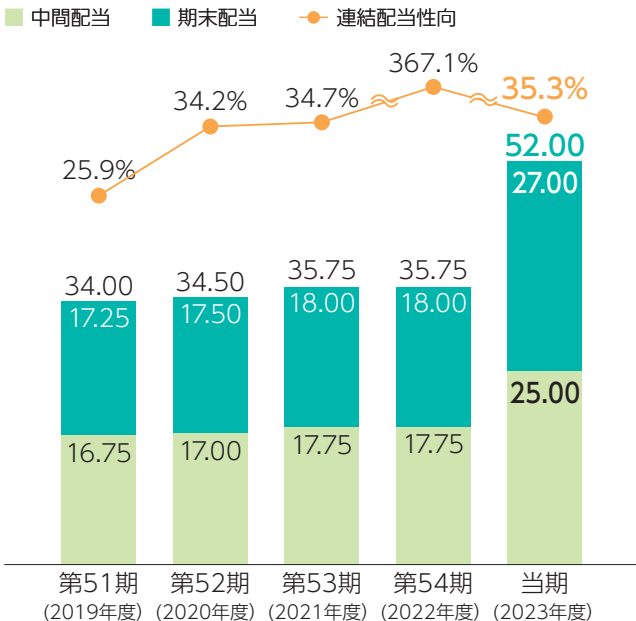
なお、当社は2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施いたしました。2023年9月30日を基準日としてお支払いいたしました中間配当金100円は、当該株式分割後の金額に換算しますと、25円に相当し、期末配当金とあわせた当期の年間配当金は1株当たり52円となります。

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月25日

(ご参考) 1株当たり年間配当金の推移

(単位：円)



(注) 2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株を4株とする株式分割を実施したため、上記の配当金につきましては、第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、算定しております。



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社グループは、「高い専門性と独自性を持つ金融・サービス企業として、事業の成長に挑戦するお客さまとともに、環境に配慮した循環型経済社会の実現に貢献します。」という経営理念の下、事業ポートフォリオを進化させ、従来のリース主体から「金融・サービス企業」へと進化を遂げてきました。

2023年度からスタートした5カ年の「中期経営計画2027」ではこれまでの課題認識を踏まえて「自らを変革し、変化を創造する」をテーマとしています。基本方針としてTC Transformation (TCX) を掲げ、「ポートフォリオ (PX)」、「人材・組織 (HRX)」、「グリーン (GX)」、「デジタル (DX)」の4つの変革を通じて持続的な成長を図っていく計画です。この4要素は10年後も成長を維持するために今から取り組まなければ競争力を維持できない分野として選定しており、相当のスピード感をもって取り組んでまいります。

これらのTCXの推進に加え、サステナビリティ経営の推進サイクルとして「稼ぐ力の強化」と「ESGの推進」という両軸を進めることで企業価値向上を図ってまいります。「稼ぐ力の強化」として利益成長とROA向上に徹底的にこだわり、高い収益性と安定性あるポートフォリオに変革していくために、「既存事業のバリューアップ」、「事業投資の資産回転」、「低効率資産の入替・EXIT」、「新たな事業領域創出」の4点を掲げております。

さらに「ESGの推進」も重要な施策であり、カーボンニュートラルや循環型経済社会実現への貢献、人的資本投資の拡充と社会課題解決に向けたインフラ整備への貢献、ガバナンスの実効性強化に取り組んでまいります。ESGの推進を通じて社会・環境価値を創出し、将来の稼ぐ力の向上へつなげ企業価値を高めるという好循環サイクルの確立を目指しています。

このような背景のもと、事業成長を支える投資や諸施策の実行に向けて、財務健全性と流動性を維持しつつ、最適かつ機動的な財務戦略・資本政策を遂行していくための当社の資金調達の選択肢を幅広く確保すべく、以下の特徴を有する「社債型種類株式」が有用な選択肢であると考えました。

- ・社債型種類株式は株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません（株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではなく、そのような想定ありません。）。
- ・発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以外の配当に対する参加権は当社普通株式の株主の皆さまのみが有します。
- ・発行可能株式総数（発行可能な普通株式と社債型種類株式の合計数）の変更を行うものではありません。
- ・社債型種類株式を発行した際には自己資本が増加するものの、普通株式に係るROEやEPS等への影響は限定的です。
- ・社債型種類株式は非参加型の株式であり、資本コストは発行時に決定される配当率相当分であるため、普通株式の公募増資よりも資本コストは低いことが想定されます。（注）  
（注）2024年5月14日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録書に記載している2～4%の想定配当率の範囲内で発行が実現した場合

本議案は、かかる社債型種類株式の発行を可能とするため、当該株式に関する規定を新設するとともに、それに伴う所要の調整をする旨の定款変更を行うことについてご承認をお願いするものであります。なお、現時点で社債型種類株式の発行について決定しているものではありません。

株主総会参考書類

また、今後の段階的な資金需要に対し柔軟に対応するため、順次第5回号までの発行を可能とする旨の定款変更を行うことについても承認をお願いしております。なお、第2回号以降の具体的な発行時期、内容については、今後の資金需要や市場の動向等を総合的に勘案して決定していきますが、現時点においては第1回号と同様の商品性や規模を想定しております。

2. 変更内容
- 変更の内容は次のとおりであります。
- なお、本定款変更の効力は、本株主総会終結の時をもって生ずるものとします。
- (下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| 第1条～第4条（省略）                                       | 第1条～第4条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| 第5条（発行可能株式総数）<br>当会社の発行可能株式総数は、1,600,000,000株とする。 | 第5条（発行可能株式総数）<br>当会社の発行可能株式総数は、1,600,000,000株とし、 <u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</u> <table><tr><td>普通株式</td><td>1,600,000,000株</td></tr><tr><td>第1回社債型種類株式</td><td>20,000,000株</td></tr><tr><td>第2回社債型種類株式</td><td>20,000,000株</td></tr><tr><td>第3回社債型種類株式</td><td>20,000,000株</td></tr><tr><td>第4回社債型種類株式</td><td>20,000,000株</td></tr><tr><td>第5回社債型種類株式</td><td>20,000,000株</td></tr></table> | 普通株式 | 1,600,000,000株 | 第1回社債型種類株式 | 20,000,000株 | 第2回社債型種類株式 | 20,000,000株 | 第3回社債型種類株式 | 20,000,000株 | 第4回社債型種類株式 | 20,000,000株 | 第5回社債型種類株式 | 20,000,000株 |
| 普通株式                                              | 1,600,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| 第1回社債型種類株式                                        | 20,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| 第2回社債型種類株式                                        | 20,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| 第3回社債型種類株式                                        | 20,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| 第4回社債型種類株式                                        | 20,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| 第5回社債型種類株式                                        | 20,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| 第6条（省略）                                           | 第6条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| 第7条（単元株式数）<br>当会社の単元株式数は、100株とする。                 | 第7条（単元株式数）<br>当会社の単元株式数は、普通株式および第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式（以下「社債型種類株式」と総称し、第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には、「各社債型種類株式」という。）のそれぞれにつき100株とする。                                                                                                                                                                                                                                          |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| 第8条・第9条（省略）                                       | 第8条・第9条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |
| < 新 設 >                                           | 第10条（自己の社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除）<br>当会社が株主総会の決議によって特定の社債型種類株式を有する株主（以下「社債型種類株主」という。）との合意により当該社債型種類株主の有する社債型種類株式の全部または一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。                                                                                                                                                                                 |      |                |            |             |            |             |            |             |            |             |            |             |

| 現行定款                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第10条・第11条（省略）</p> <p>＜ 新 設 ＞</p> | <p>第11条・第12条（現行どおり）</p> <p>第3章 社債型種類株式</p> <p>第13条（社債型種類株式優先配当金）<br/>         当会社は、第57条に基づき3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主または社債型種類株式の登録株式質権者（以下、社債型種類株主と併せて「社債型種類株主等」と総称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」と総称する。）に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭（以下「社債型種類株式優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度に次条に定める社債型種類株式優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。<br/>         当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格（以下に定義する。）相当額に、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10パーセントを上限とする。以下「本配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、小数部分が生じる場合、当該小数部分については、当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める。）<br/>         「発行価格」とは、当該社債型種類株式の募集に際して、その発行前に決定される、当会社に対して払い込まれる1株当たりの金額（当該社債型種類株式の買取引受けによる募集が行われる場合には、当該社債型種類株式の対価として投資家が支払う1株当たりの金額）をいう。</p> <p>2. ある事業年度に属する日を基準日として、社債型種類株主等に対して行う各社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る当該社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金の額に達しないとき（以下、当該事業年度を「不足事業年度」という。）は、その不足額について、本配当年率を基準として当該社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積する（以下、累積した不足額を「社債型種類株式累積未払配当金」という。）。社債型種類株式累積未払配当金については、前項または次条に定める剰余金の配当に先立ち、社債型種類株式1株につき社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>3. 社債型種類株主等に対しては、社債型種類株式優先配当金の額および社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p><u>第14条（社債型種類株式優先期中配当金）</u><br/>当会社は、第58条その他会社法第453条に基づき3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により決定される額の金銭（以下「社債型種類株式優先期中配当金」という。）を支払う。ただし、ある事業年度に期中配当基準日が属する社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとする。</p> <p><u>第15条（残余財産の分配）</u><br/>当会社は、残余財産を分配するときは、社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、各社債型種類株式1株につき、次に定める額の金銭を支払う。<br/>当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額</p> <p><u>2. 社債型種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</u></p> <p><u>第16条（議決権）</u><br/>社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</p> <p><u>第17条（金銭を対価とする取得条項）</u><br/>当会社は、社債型種類株式について、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める事由が生じた場合に、取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該社債型種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該社債型種類株式を取得するのと引換えに、社債型種類株主に対し、社債型種類株式1株につき、当該社債型種類株式の1株当たりの発行価格相当額に、当該社債型種類株式の社債型種類株式累積未払配当金の額および当該取得の日の属する事業年度の初日から当該取得の日までの期間に係る社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める算定方法により算出される額の金銭を交付する。社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、社債型種類株主から取得すべき当該社債型種類株式を決定する。</p> |

| 現行定款          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>第18条（株式の併合または分割等）<br/>当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、社債型種類株式について株式の併合または分割を行わない。</p> <p>2. 当会社は、社債型種類株主に対し、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p> <p>3. 当会社は、社債型種類株主に対し、募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>4. 当会社は、株式移転（当会社の単独による株式移転に限る。）をするときは、普通株主等には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の普通株式と同種の株式を、社債型種類株主等には社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当会社の社債型種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の持分割合で交付する。</p> <p>5. 前項に定めるときにおける社債型種類株式優先配当金および社債型種類株式累積未払配当金の調整については、各社債型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める方法による。</p> <p>第19条（優先順位）<br/>各社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> |
| 第3章 株主総会      | 第4章 株主総会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第12条～第18条（省略） | 第20条～第26条（現行どおり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| < 新 設 >       | <p>第27条（種類株主総会）<br/>種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>3. 第22条、第23条、第25条および第26条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>4. 第21条の規定は、毎年3月31日から3か月以内に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>5. 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p>                                                                                                                                                              |

株主総会参考書類

| 現行定款           | 変更案                                                                                                                                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <u>6. 当社が以下に掲げる行為をする場合において、社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会の決議または取締役会の決議に加え、社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる社債型種類株主が存しない場合は、この限りではない。</u> |
|                | <u>(1) 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（当社の単独による株式移転を除く。）</u>                                                                                                           |
|                | <u>(2) 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認</u>                                                                                                                       |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第5章 取締役および取締役会                                                                                                                                                                |
| 第19条～第30条（省略）  | 第28条～第39条（現行どおり）                                                                                                                                                              |
| 第5章 監査役および監査役会 | 第6章 監査役および監査役会                                                                                                                                                                |
| 第31条～第42条（省略）  | 第40条～第51条（現行どおり）                                                                                                                                                              |
| 第6章 会計監査人      | 第7章 会計監査人                                                                                                                                                                     |
| 第43条～第46条（省略）  | 第52条～第55条（現行どおり）                                                                                                                                                              |
| 第7章 計 算        | 第8章 計 算                                                                                                                                                                       |
| 第47条～第50条（省略）  | 第56条～第59条（現行どおり）                                                                                                                                                              |

(ご参考)

本株主総会において本議案につきご承認が得られた場合には、本株主総会の終結時をもって当社の定款に社債型種類株式に関する定めが新設されますが、当社は、現時点で社債型種類株式の発行について決定しているものではありません。変更後の定款に基づく社債型種類株式の発行については、本株主総会の後、市場環境等を勘案しつつ、当社の資本政策に照らして、取締役会の決議により決定する予定です（かかる決議を以下「発行決議」といいます。）。なお、第1回社債型種類株式の発行については、2024年5月14日付で発行登録書の提出を行っております。同発行登録書に記載された第1回社債型種類株式の内容は、当社ウェブサイト「株主総会関連」ページ（URL：<https://www.tokyocentury.co.jp/jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載している「摘要（第1回社債型種類株式の内容）」のとおりであり、同発行登録書において第1回社債型種類株式の発行予定額は1,000億円を上限としています。当社が第1回社債型種類株式の発行を決定する場合、配当年率を除く第1回社債型種類株式の内容並びに発行価格を含む募集事項は、発行決議により決定し、配当年率は、同株式の公正価値に関する評価報告書を受領した上で、発行決議の後に、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に勘案した上で決定します。

社債型種類株式に関するご参考資料としてQ&Aを作成しましたので、当社ウェブサイト「株主総会関連」ページ（URL：<https://www.tokyocentury.co.jp/jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載している「社債型種類株式に関するQ&A」をご参照ください。



第3号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。  
つきましては、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                                                           | 現在の当社における地位および担当                                                        | 取締役会<br>出席状況      | 指名委員会<br>出席状況 | 報酬委員会<br>出席状況 |
|-------|---------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------|---------------|---------------|
| 1     | <div>再任</div> 雪矢 正隆 <div>男性</div>                             | 代表取締役会長                                                                 | 13回／13回<br>(100%) | 4回／4回         | 5回／5回         |
| 2     | <div>再任</div> 馬場 高一 <div>男性</div>                             | 代表取締役社長                                                                 | 13回／13回<br>(100%) | 4回／4回         | 5回／5回         |
| 3     | <div>再任</div> <div>社外</div> 中村 明雄 <div>独立</div> <div>男性</div> | 取締役                                                                     | 13回／13回<br>(100%) | 4回／4回         | 5回／5回         |
| 4     | <div>再任</div> <div>社外</div> 浅野 敏雄 <div>独立</div> <div>男性</div> | 取締役                                                                     | 13回／13回<br>(100%) | 4回／4回         | 5回／5回         |
| 5     | <div>再任</div> <div>社外</div> 田中 美穂 <div>独立</div> <div>女性</div> | 取締役                                                                     | 13回／13回<br>(100%) | 4回／4回         | 5回／5回         |
| 6     | <div>再任</div> <div>社外</div> 沼上 幹 <div>独立</div> <div>男性</div>  | 取締役                                                                     | 13回／13回<br>(100%) | 4回／4回         | 5回／5回         |
| 7     | <div>新任</div> <div>社外</div> 小笠原 浩 <div>独立</div> <div>男性</div> |                                                                         | —                 |               |               |
| 8     | <div>新任</div> <div>社外</div> 藤原 弘治 <div>男性</div>               |                                                                         | —                 |               |               |
| 9     | <div>再任</div> 岡田 明彦 <div>男性</div>                             | 取締役 執行役員副社長 監査部門長                                                       | 13回／13回<br>(100%) |               |               |
| 10    | <div>再任</div> 佐藤 浩 <div>男性</div>                              | 取締役 執行役員副社長<br>環境インフラ営業推進部門長<br>(兼) 環境インフラ営業部門長                         | 13回／13回<br>(100%) |               |               |
| 11    | <div>再任</div> 原 真帆子 <div>女性</div>                             | 取締役 専務執行役員<br>スペシャルティ営業推進部門長<br>(兼) スペシャルティ営業第三部門長<br>(兼) スペシャルティ戦略推進部長 | 13回／13回<br>(100%) |               |               |
| 12    | <div>再任</div> 平崎 達也 <div>男性</div>                             | 取締役 専務執行役員<br>経営企画部門長 (兼) 経理部門長                                         | 13回／13回<br>(100%) |               |               |
| 13    | <div>再任</div> 浅田 俊一 <div>男性</div>                             | 取締役                                                                     | 13回／13回<br>(100%) |               |               |

## ＜取締役候補者のスキルマトリックス＞

取締役の多様性を確保することにより、取締役会の経営監督および助言機能を適切に発揮する体制の強化を図っています。なお、スキルマトリックスの項目は、経営戦略・経営計画を踏まえて適時見直しています。本議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の構成は、次のとおりであります。

| 主な専門性および当社が期待する分野 |       |                 |              |              |       | 指名委員会<br>(◎は委員長) | 報酬委員会* |
|-------------------|-------|-----------------|--------------|--------------|-------|------------------|--------|
| 企業経営              | グローバル | 金融・財務・<br>リスク管理 | 法務・会計・<br>税務 | サステナ<br>ビリティ | IT・DX |                  |        |
| ●                 |       | ●               |              | ●            | ●     | ●                | ●      |
| ●                 | ●     | ●               |              | ●            | ●     | ●                | ●      |
| ●                 |       | ●               | ●            |              |       | ●                | ●      |
| ●                 | ●     |                 |              | ●            |       | ◎                | ●      |
|                   |       | ●               | ●            | ●            |       | ●                | ●      |
| ●                 | ●     |                 |              | ●            |       | ●                | ●      |
| ●                 | ●     |                 |              | ●            | ●     | ●                | ●      |
| ●                 | ●     | ●               |              | ●            |       |                  |        |
| ●                 | ●     | ●               |              |              |       |                  |        |
| ●                 | ●     |                 |              | ●            | ●     |                  |        |
|                   | ●     | ●               |              | ●            | ●     |                  |        |
|                   |       | ●               | ●            | ●            | ●     |                  |        |
| ●                 | ●     | ●               |              |              |       |                  |        |

※報酬委員会の委員長である社外取締役吉田政雄氏は、本株主総会で退任予定であります。新しい委員長につきましては、本株主総会後に開催されます報酬委員会で選任される予定であります。

|       |    |   |    |    |             |            |    |
|-------|----|---|----|----|-------------|------------|----|
| 候補者番号 | ゆき | や | まさ | たか | 生年月日        | 1956年5月8日生 | 再任 |
| 1     | 雪  | 矢 | 正  | 隆  | 所有する当社の株式の数 | 36,600株    | 男性 |



■略歴、地位、担当

- 1979年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2004年 4 月 同社金融・不動産・保険・物流経営企画部長兼金融・不動産・保険・物流カンパニー チーフ インフォメーション オフィサー
- 2006年 4 月 同社金融・不動産・保険・物流カンパニー金融部門長
- 2008年 4 月 同社執行役員金融・不動産・保険・物流カンパニー金融・保険部門長
- 2011年 6 月 当社取締役常務執行役員コーポレート営業第一部門長補佐兼ファイナンス営業部門長補佐
- 2012年 4 月 当社取締役常務執行役員コーポレート営業第三部門長
- 2015年 4 月 当社取締役専務執行役員コーポレート営業第三部門長
- 2019年 4 月 当社取締役専務執行役員国内リース事業分野担当
- 2019年 6 月 当社取締役執行役員副社長国内リース事業分野担当
- 2020年 4 月 当社代表取締役執行役員副社長国内リース事業分野担当
- 2022年 6 月 当社代表取締役会長（現任）

【取締役候補者とした理由】

総合商社における企業経営と営業、金融等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし、2011年6月より当社の取締役として経営と監督を適切に行っております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物であることから、引き続き、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

2

ば ば こう いち  
馬 場 高 一

生年月日

1961年5月14日生

再任

男性

所有する当社の株式の数 30,100株



# ■略歴、地位、担当

1985年4月 株式会社第一勧業銀行入行  
 2010年4月 株式会社みずほコーポレート銀行新宿営業部長  
 2012年4月 同行台北支店長  
 2013年7月 株式会社みずほ銀行台北支店長  
 2014年4月 同行執行役員台北支店長  
 2014年4月 同行執行役員大企業ユニット長付審議役  
 2014年6月 当社執行役員経営企画部長兼事務システム部門長補佐  
 2015年4月 当社執行役員システム部門長兼経営企画部長  
 2016年4月 当社常務執行役員経営企画部門長兼経理部門長兼経営企画部長  
 2017年4月 当社常務執行役員経営企画部門長兼経理部門長  
 2018年4月 当社専務執行役員経営企画部門長兼経理部門長  
 2018年6月 当社取締役専務執行役員経営企画部門長兼経理部門長  
 2020年4月 当社取締役専務執行役員経営企画部門長  
 2022年4月 当社代表取締役社長（現任）

## 【取締役候補者とした理由】

金融機関における海外、営業等および当社における経営企画等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし、2018年6月より当社の取締役として経営と監督を適切に行っております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物であることから、引き続き、取締役候補者とするものであります。

|       |     |     |     |   |             |             |     |     |
|-------|-----|-----|-----|---|-------------|-------------|-----|-----|
| 候補者番号 | な か | む ら | あ き | お | 生 年 月 日     | 1955年7月21日生 | 再 任 | 社 外 |
| 3     | 中   | 村   | 明   | 雄 | 所有する当社の株式の数 | 13,000株     | 男 性 | 独 立 |



#### ■略歴、地位、担当

1978年 4 月 大蔵省（現財務省）入省  
 2005年 7 月 国税庁福岡国税局長  
 2006年 7 月 財務省理財局審議官  
 2007年 7 月 同省理財局次長  
 2009年 7 月 国税庁大阪国税局長  
 2010年 7 月 財務省理財局長（2011年8月退官）  
 2011年10月 株式会社損保ジャパン総合研究所理事長（2016年6月退任）  
 2013年 3 月 弁護士登録、田辺総合法律事務所 入所（現任）  
 2015年 6 月 当社取締役（2017年6月退任）  
 2016年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ常勤監査役（2018年6月退任）  
 2018年 6 月 当社取締役（現任）  
 2019年 4 月 株式会社証券保管振替機構代表執行役社長  
 2019年 6 月 同社取締役代表執行役社長（現任）

#### ■重要な兼職の状況

田辺総合法律事務所特別パートナー  
 株式会社証券保管振替機構取締役代表執行役社長  
 株式会社ほふりクリアリング代表取締役社長  
 アイペット損害保険株式会社社外取締役（監査等委員）

#### 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

財政・税務分野等における豊富な経験と幅広い見識を活かし、2015年6月から2017年6月および2018年6月より当社の社外取締役として、客観的な視点から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。また、報酬委員会委員および指名委員会委員として、貴重な提言をいただきましたことから、引き続き、社外取締役候補者とするものであります。選任後は、社外取締役として、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献いただけることを期待しております。

#### 【社外取締役候補者に関する特記事項】

- ・中村明雄氏は、2015年6月から2017年6月までの2年間および2018年6月から6年間、当社の社外取締役に務めており、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって合計で8年であります。
- ・中村明雄氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の候補者であります。
- ・中村明雄氏が取締役代表執行役社長を務めております株式会社証券保管振替機構、特別パートナーを務めております田辺総合法律事務所と当社の間には、取引関係がありますが、直近の事業年度において同社および同事務所の売上高および当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満でありかつ同事務所との取引金額は1百万円であります。また、中村明雄氏が代表取締役社長を務めております株式会社ほふりクリアリングと社外取締役に務めておりますアイペット損害保険株式会社と当社の間には、取引関係はありません。

候補者番号

4

あ さ

浅

の

野

と し

敏

お

雄

生年月日

1952年12月4日生

再任

社外

所有する当社の株式の数

8,400株

男性

独立

**■略歴、地位、担当**

1975年4月 旭化成工業株式会社（現旭化成株式会社）入社  
2003年10月 旭化成ファーマ株式会社執行役員  
2010年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員  
2011年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員兼旭化成株式会社 執行役員  
2014年4月 旭化成株式会社 社長執行役員  
2014年6月 同社代表取締役社長 社長執行役員  
2016年4月 同社取締役 常任相談役  
2016年6月 同社常任相談役  
2019年6月 当社取締役（現任）  
2022年6月 旭化成株式会社相談役（現任）

**■重要な兼職の状況**

株式会社メディopalホールディングス社外取締役  
株式会社ダイセル社外取締役  
旭化成株式会社相談役  
公益財団法人がん研究会理事長

**【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】**

大手総合化学会社の経営者として企業経営に携わり、その経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、2019年6月より当社の社外取締役としてその知見を当社の経営に活かすとともに、独立的な視点で経営監視を実施いただいております。また、指名委員会委員長および報酬委員会委員として、貴重な提言をいただいたことから、引き続き、社外取締役候補者とするものであります。選任後は、社外取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献いただけることを期待しております。

**【社外取締役候補者に関する特記事項】**

- ・浅野敏雄氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
- ・浅野敏雄氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の候補者であります。
- ・浅野敏雄氏が取締役として業務執行に携わっておりました旭化成株式会社および理事長を務めております公益財団法人がん研究会と当社との間には取引関係がありますが、直近の事業年度において同社および同財団法人の売上高および当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満でありかつ同財団法人への寄付金は2百万円であります。また、浅野敏雄氏が社外取締役を務めております株式会社メディopalホールディングス、株式会社ダイセルと当社との間には、取引関係はありません。

|       |   |   |   |   |   |             |             |    |    |
|-------|---|---|---|---|---|-------------|-------------|----|----|
| 候補者番号 | た | な | か | み | ほ | 生年月日        | 1974年12月1日生 | 再任 | 社外 |
| 5     | 田 | 中 | 美 | 穂 |   | 所有する当社の株式の数 | 700株        | 女性 | 独立 |



#### ■略歴、地位、担当

2004年10月 弁護士登録  
あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）  
入所  
2007年2月 TMI 総合法律事務所入所  
2015年7月 芝経営法律事務所（現芝・田中経営法律事務所）パートナー（現任）  
2021年6月 当社取締役（現任）

#### ■重要な兼職の状況

芝・田中経営法律事務所パートナー  
株式会社ソラスト社外監査役  
マリモ地方創生リート投資法人監督役員  
地主プライベートリート投資法人監督役員

#### 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、特に企業法務やM&Aに精通した豊富な知識と経験を有しており、2021年6月より当社の社外取締役としてその高い見識や豊富な経験を当社の経営に活かすとともに独立的な視点で業務執行の経営監視を実施いただいております。また、報酬委員会委員および指名委員会委員として、貴重な提言をいただきましたことから、引き続き、社外取締役候補者とするものであります。選任後は、社外取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献いただけることを期待しております。

#### 【社外取締役候補者に関する特記事項】

- ・田中美穂氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- ・田中美穂氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の候補者であります。
- ・田中美穂氏が社外監査役を務めております株式会社ソラストと当社の間には取引関係がありますが、直近の事業年度において同社の売上高および当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。また、パートナーを務めております芝・田中経営法律事務所、監督役員を務めているマリモ地方創生リート投資法人および地主プライベートリート投資法人と当社の間には、取引関係はありません。
- ・田中美穂氏の戸籍上の氏名は、高橋美穂です。



候補者番号

6

ぬま がみ  
沼 上つよし  
幹

生年月日

1960年3月27日生

再任

社外

所有する当社の株式の数

4,600株

男性

独立



#### ■略歴、地位、担当

2000年4月 一橋大学大学院商学研究科教授  
 2011年1月 一橋大学大学院商学研究科研究科長  
 2014年12月 一橋大学理事・副学長  
 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授  
 2022年6月 当社取締役（現任）  
 2023年4月 一橋大学名誉教授（現任）  
 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授（現任）

#### ■重要な兼職の状況

J F Eホールディングス株式会社社外監査役  
 株式会社荏原製作所社外取締役  
 一橋大学名誉教授  
 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授

#### 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業経営の研究者として、特に企業戦略や組織のあり方について深い学識を有しており、2022年6月より当社の社外取締役としてその高い見識や知見を当社の経営に活かすとともに独立的な視点で業務執行の経営監視を実施いただいております。また、報酬委員会委員および指名委員会委員として、貴重な提言をいただきましたことから、引き続き、社外取締役候補者とするものであります。選任後は、社外取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献いただけることを期待しております。

#### 【社外取締役候補者に関する特記事項】

- ・沼上幹氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
- ・沼上幹氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の候補者であります。
- ・沼上幹氏が社外監査役を務めておりますJ F Eホールディングス株式会社、社外取締役を務めております株式会社荏原製作所および研究院教授を務めております早稲田大学と当社の間には取引関係がありますが、直近の事業年度において各社および同大学の売上高および当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。また、名誉教授を務めております一橋大学と当社との間には、取引関係はありません。

|       |   |   |   |     |             |             |    |    |
|-------|---|---|---|-----|-------------|-------------|----|----|
| 候補者番号 | お | が | わ | ひろし | 生年月日        | 1955年9月19日生 | 新任 | 社外 |
| 7     | 小 | 笠 | 原 | 浩   | 所有する当社の株式の数 | 一株          | 男性 | 独立 |

**■略歴、地位、担当**

1979年 3月 株式会社安川電機製作所（現株式会社安川電機） 入社  
2006年 6月 同社取締役モーションコントロール事業部副事業部長  
2007年 3月 同社取締役インバータ事業部長  
2011年 3月 同社取締役モーションコントロール事業部長  
2012年 6月 同社常務執行役員モーションコントロール事業部長  
2013年 6月 同社取締役常務執行役員モーションコントロール事業部長  
2014年 3月 同社取締役常務執行役員技術開発本部長  
2015年 3月 同社代表取締役専務執行役員技術開発本部長  
2016年 3月 同社代表取締役社長技術開発本部長  
2017年 3月 同社代表取締役社長人材多様性推進室長  
2018年 3月 同社代表取締役社長ICT戦略推進室長  
2022年 3月 同社代表取締役会長兼社長  
2023年 3月 同社代表取締役会長（現任）

**■重要な兼職の状況**

株式会社安川電機代表取締役会長  
九州旅客鉄道株式会社社外取締役

**【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】**

大手電機機器製造会社の経営者として長く企業経営に携わり、その経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。その知見を当社の経営に活かすとともに独立的な視点で業務執行の経営監視を実施できる人物として社外取締役候補者とするものであります。選任後は、社外取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献いただけることを期待しております。

**【社外取締役候補者に関する特記事項】**

- ・小笠原浩氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の候補者であります。
- ・小笠原浩氏が代表取締役会長として業務執行に携わっております株式会社安川電機と当社の間には取引関係がありますが、直近の事業年度において同社の売上高および当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。また社外取締役を務めております九州旅客鉄道株式会社と当社との間に取引関係はありません。

候補者番号

8

ふじ

藤

わら

原

こう

弘

じ

治

生年月日

1961年6月29日生

新任

社外

所有する当社の株式の数

一株

男性

**■略歴、地位、担当**

1985年4月 株式会社第一勧業銀行入行  
2012年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員 I R 部長  
2014年4月 同社常務執行役員 兼 株式会社みずほ銀行常務取締役  
2014年6月 同社取締役兼執行役常務 兼 同行常務取締役  
2017年4月 同行取締役頭取（代表取締役）  
2022年4月 同行理事（2022年6月退任）  
2022年7月 当社顧問（2024年5月退任）  
2022年7月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常任顧問  
2023年7月 同社特別顧問（現任）

**■重要な兼職の状況**

株式会社みずほフィナンシャルグループ特別顧問

**【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】**

金融機関の経営者として長く企業経営に携わり、その経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。その知見を当社の経営に活かすとともに、業務執行の経営監視を実施できる人物として社外取締役候補者とするものであります。選任後は、社外取締役として、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献いただけることを期待しております。

**【社外取締役候補者に関する特記事項】**

- ・藤原弘治氏は、当社から顧問としての報酬を受けておりました。
- ・藤原弘治氏は、当社の特定関係事業者である株式会社みずほ銀行の業務執行者を務めておりました。
- ・藤原弘治氏が代表取締役を務めておりました株式会社みずほ銀行は、2021年9月、金融庁よりシステム更改及び更新等の計画の再検証及び見直し等に関して銀行法に基づく業務改善命令を受けました。また、2021年11月、システム障害発生について銀行法に基づき金融庁から業務改善命令を、外為法に基づく銀行等の確認義務の履行について外国為替及び外国貿易法の規定に基づき財務省からは正措置命令を受けました。当該一連の事象発生後、同氏は代表取締役の在任期間を通じて、真因の究明、課題の明確化、再発防止・業務改善に向けた計画の策定とその実行等を主導いたしました。

|       |   |   |   |   |   |   |   |             |             |    |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|-------------|-------------|----|
| 候補者番号 | お | か | だ | あ | き | ひ | こ | 生年月日        | 1960年2月28日生 | 再任 |
| 9     | 岡 | 田 | 明 | 彦 |   |   |   | 所有する当社の株式の数 | 19,700株     | 男性 |



■略歴、地位、担当

1983年 4 月 伊藤忠商事株式会社入社  
 2009年 4 月 同社金属・エネルギー経営企画部長  
 2014年 4 月 同社執行役員金属・鉱物資源部門長  
 2016年 4 月 同社執行役員鉄鋼・非鉄・ソーラー部門長  
 2017年 4 月 同社常務執行役員鉄鋼・非鉄・ソーラー部門長  
 2018年 7 月 当社執行役員副社長業務ライン、営業ライン管掌  
 2019年 4 月 当社執行役員副社長業務ライン担当  
 2019年 6 月 当社取締役執行役員副社長業務ライン担当  
 2020年 4 月 当社取締役執行役員副社長社長補佐  
 2021年 4 月 当社取締役執行役員副社長監査部門担当  
 2022年 4 月 当社取締役執行役員副社長監査部門長（現任）

【取締役候補者とした理由】

総合商社における企業経営と海外、営業等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし、2019年6月より当社の取締役として経営と監督を適切に行っております。当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献できる人物であることから、引き続き、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

10

さとう  
佐藤ひろし  
浩

生年月日

1960年5月1日生

所有する当社の株式の数

5,700株

再任

男性



## ■略歴、地位、担当

- 1984年4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2009年4月 同社船舶海洋部長
- 2015年4月 同社執行役員プラント・船舶・航空機部門長
- 2018年4月 同社常務執行役員プラント・船舶・航空機部門長
- 2019年4月 同社常務執行役員欧州総支配人
- 2021年6月 当社専務執行役員リース営業推進部門、スペシャルティ営業第一部門管掌
- 2022年6月 当社取締役執行役員副社長国内リース事業分野担当、スペシャルティ営業第一部門長補佐
- 2023年4月 当社取締役執行役員副社長国内リース事業分野担当、環境インフラ営業推進部門長（兼）環境インフラ営業部門長
- 2024年4月 当社取締役執行役員副社長環境インフラ営業推進部門長（兼）環境インフラ営業部門長（現任）

## ■重要な兼職の状況

伊藤忠TC建機株式会社取締役

## 【取締役候補者とした理由】

総合商社における企業経営と海外、営業等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし、2022年6月より当社の取締役として経営と監督を適切に行っております。当社の持続的成長と企業価値向上に貢献できる人物であることから、引き続き、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

11

は ら ま ほ こ  
原 真 帆 子

生 年 月 日 1965年 1 月23日生

所有する当社の株式の数 11,200株

再 任

女性



■略歴、地位、担当

- 1987年 4 月 株式会社第一勧業銀行入行
- 2007年 11月 株式会社新生銀行市場商品開発部長
- 2011年 3 月 当社ファイナンス営業部門シニアマネージャー
- 2013年 4 月 当社執行役員ファイナンス営業開発室長
- 2015年 4 月 当社執行役員ファイナンス営業部門長補佐
- 2016年 4 月 当社常務執行役員スペシャルティ営業第一部門長補佐（兼）グローバル営業部門長補佐
- 2018年 4 月 当社常務執行役員スペシャルティ営業推進部門長（兼）スペシャルティ営業第一部門長補佐（兼）国際営業第二部門長補佐
- 2020年 4 月 当社専務執行役員スペシャルティ営業推進部門長補佐（兼）スペシャルティ営業第一部門長補佐
- 2022年 6 月 当社取締役専務執行役員スペシャルティ営業推進部門管掌、スペシャルティ営業第一部門長補佐
- 2024年 4 月 当社取締役専務執行役員スペシャルティ営業推進部門長（兼）スペシャルティ営業第三部門長（兼）スペシャルティ戦略推進部長（現任）

■重要な兼職の状況

Aviation Capital Group LLC Director and Executive Chairperson

【取締役候補者とした理由】

金融機関における企画、商品開発等および当社における海外、営業等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし、2022年6月より当社の取締役として経営と監督を適切に行っております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物であることから、引き続き、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

12

ひら

平

さき

崎

たつ

達

や

也

生年月日

1968年3月22日生

所有する当社の株式の数

15,700株

再任

男性



## ■略歴、地位、担当

- 1990年4月 東京リース株式会社入社  
2008年10月 同社経理部長  
2009年4月 当社経理第二部長  
2013年10月 当社経理部長  
2017年4月 当社執行役員経営企画部長（兼）経理部長  
2020年4月 当社常務執行役員経理部門長（兼）経営企画部門長補佐（兼）経営企画部長  
2021年6月 当社取締役常務執行役員経理部門長（兼）経営企画部門長補佐（兼）経営企画部長  
2022年4月 当社取締役常務執行役員経営企画部門長（兼）経理部門長  
2024年4月 当社取締役専務執行役員経営企画部門長（兼）経理部門長（現任）

## ■重要な兼職の状況

東銀リース株式会社社外取締役  
周南パワー株式会社監査役

## 【取締役候補者とした理由】

当社における経理、経営企画等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし、2021年6月より当社の取締役として経営と監督を適切に行っております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物であることから、引き続き、取締役候補者とするものであります。



候補者番号

13

あ さ

浅

だ

田

しゅん

俊

い ち

一

生年月日

1949年3月22日生

所有する当社の株式の数 122,980株

再任

男性



#### ■略歴、地位、担当

1972年 4月 株式会社第一勧業銀行入行  
 2000年 6月 同行執行役員市場企画室長  
 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員  
 2004年 4月 株式会社みずほ銀行常務取締役  
 2005年 6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役副社長内部監査部門長  
 2007年 6月 東京リース株式会社代表取締役副社長  
 2008年 4月 同社代表取締役社長  
 2009年 4月 当社代表取締役社長  
 2020年 4月 当社代表取締役会長  
 2022年 6月 当社取締役（現任）

#### 【取締役候補者とした理由】

金融機関における企業経営と営業、市場、海外等の業務執行に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし、2007年6月より東京リース株式会社、2009年4月より当社の取締役として経営と監督を適切に行っております。当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物であることから、引き続き、取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 中村明雄、浅野敏雄、田中美穂、沼上幹、小笠原浩および藤原弘治の6氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 社外取締役候補者に関する事項  
 ① 当社は、中村明雄、浅野敏雄、田中美穂および沼上幹の4氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。  
 ② 当社は、小笠原浩および藤原弘治の両氏の選任が承認された場合、両氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。  
 4. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者である取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用等が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等免責事由があります。なお、各候補者が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

#### 取締役候補者の指名・選任の方針と手続について

取締役候補者の指名・選任については、専門知識や幅広い見識および企業経営や業務執行に携わった豊富な経験等に基づき、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる資質のある人物を候補としております。取締役候補者の指名・選任にあたっては、委員の過半数が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする取締役会の諮問機関である指名委員会の意見を参考に取締役会が決定いたします。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役岡田太氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

ち は ら ま い こ  
千 原 真衣子

生年月日 1974年5月3日生

新任

社外

所有する当社の株式の数

一株

女性

独立



### ■略歴、地位

2002年10月 弁護士登録  
長島・大野・常松法律事務所入所  
2011年11月 片岡総合法律事務所（現弁護士法人片岡総合法律事務所）入所  
2014年1月 同事務所パートナー（現任）

### ■重要な兼職の状況

弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー  
東京海上プライベートルート投資法人監督役員  
ビジョナル株式会社社外取締役（監査等委員）  
DM三井製糖ホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）

### 【社外監査役候補者とした理由】

弁護士として、特に金融法務等企業法務に精通し、高度な専門知識と豊富な経験を有しております。同氏は、社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、中立・客観的な視点から当社の企業活動の適法・妥当性について適切な経営監視機能を担っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

### 【社外監査役候補者に関する特記事項】

- ・千原真衣子氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員の候補者であります。
- ・千原真衣子氏がパートナーを務めております弁護士法人片岡総合法律事務所と当社の間には取引関係がありますが、直近の事業年度において同事務所の売上高および当社の連結収益における取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。
- ・千原真衣子氏の戸籍上の氏名は、森崎真衣子氏です。

- (注) 1. 千原真衣子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 千原真衣子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 千原真衣子氏の選任が承認された場合、同氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者である監査役がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用等が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等免責事由があります。なお、千原真衣子氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

いわ な が と し ひ こ  
**岩 永 利 彦**

生 年 月 日 1965年8月12日生

社外

所有する当社の株式の数

一株

男性

独立



### ■略歴、地位

1990年4月 ソニー株式会社入社  
2006年10月 弁護士登録  
内田・鯉島法律事務所入所  
2009年9月 岩永総合法律事務所（現任）

### ■重要な兼職の状況

岩永総合法律事務所代表

### 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

弁護士としての専門的な知識、経験等を有しており、それらを当社の監査体制に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

### 【補欠の社外監査役候補者に関する特記事項】

- ・岩永利彦氏は補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
- ・岩永利彦氏が代表を務める岩永総合法律事務所と当社との間には取引関係はありません。

- (注) 1. 岩永利彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩永利彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 岩永利彦氏が社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者である監査役がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金および訴訟費用等が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等免責事由があります。なお、岩永利彦氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

**監査役候補者の指名・選任の方針と手続について**

監査役候補者の指名・選任については、経営者または金融機関の経営を通じての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の取締役および執行役員の業務執行をはじめ企業活動の適法・妥当性について適切な経営監視機能を担える人物を候補としております。なお、監査役のうち最低1名は、財務および会計に関して十分な知見を有する者としております。監査役候補者の指名・選任にあたっては、監査役会の審議を経たうえで取締役会が決定いたします。

**社外役員独立性基準等について**

当社は、独立社外役員の選任にあたり、東京証券取引所が定める「独立役員」の独立性基準（東証「上場管理等に関するガイドライン」）に準拠し、専門知識や幅広い見識および企業経営に携わった豊富な経験等に基づき客観的に当社の経営監視を担える方を選任することを基本的な考え方としております。これにより独立社外役員の独立性を確保しております。

## 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、2016年6月24日開催の第47回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額10億円以内（うち社外取締役分として年額1億円以内）。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

当社は、2021年6月28日開催の第52回定時株主総会において、上記の取締役の報酬額の内枠として、当社の取締役に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額4億円以内、新株予約権の数の上限を年1,800個とする旨及び当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会での本議案の承認可決を条件として、2024年度における新株予約権の割当を最後として、上記取締役のストックオプション報酬枠を廃止し、それ以後、取締役に対する新たな新株予約権の割当は行わないことといたします。ただし、既に取締役に付与した新株予約権は今後も存続します。

第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

### 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後当社が定める所定の時期とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場



合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2024年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2024年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり616,900ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、1,850,700株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年5月20日の終値1,534円を適用した場合、上記の必要資金は、約2,839百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、１事業年度当たり616,900ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は1,850,700株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

### （６）取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、616,900ポイント（うち取締役分として281,300ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数6,169個の発行済株式総数に係る議決権数4,894,913個（2024年３月31日現在）に対する割合は約0.13%です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（７）の受益権確定時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

### （７）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任後当社が定める所定の時期に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記３．のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会等において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部又は一部を取得



できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### (8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### (9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

#### (10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ① 譲渡制限の内容

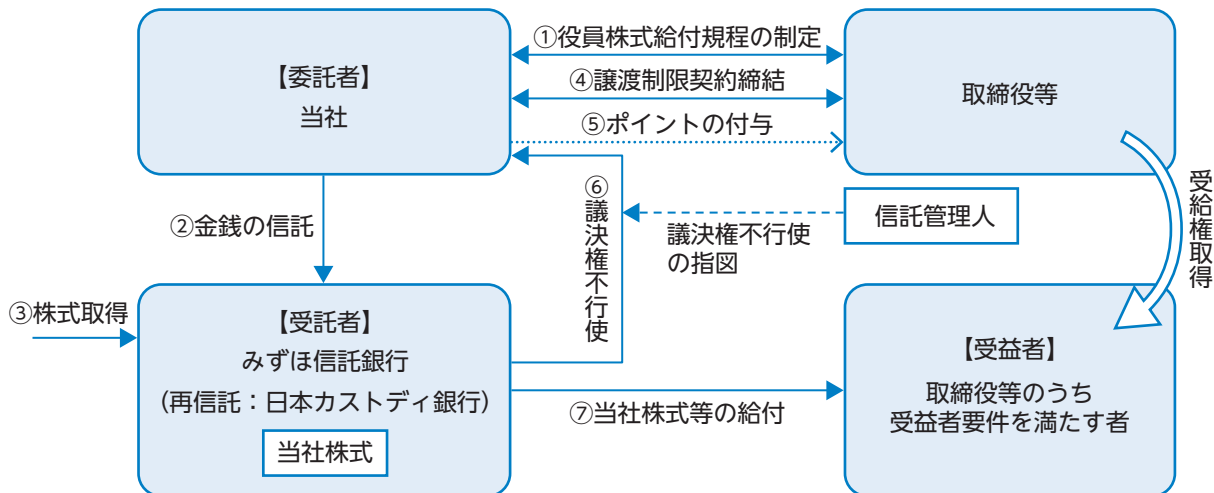
取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等のいずれの地位からも退任後当社が定める所定の日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

- ② 当社による無償取得  
一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式の全部又は一部を無償で取得すること
- ③ 譲渡制限の解除  
取締役等が、当社における取締役等のいずれの地位からも正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該退任後当社が定める所定の日において譲渡制限を解除すること
- ④ 組織再編等における取扱い  
譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任後当社が定める所定の時期に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

＜ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針＞

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的成長に向けた健全なインセンティブや中長期的な事業の発展と連動する枠組みとし、役員と株主の皆さまの利害関係を一致させ、役員の株主価値向上意識を喚起するとともに、優秀な人材を引き付け、企業価値向上を牽引する人材を確保・育成することを狙いとした役員報酬制度とする。

具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬および業績連動報酬とし、固定報酬である基本報酬は取締役の役位等に応じた基本給として金銭で支給する。業績連動報酬は、当社の業績等に連動し金銭で支給する役員賞与と非金銭報酬である株式報酬により構成する。

また、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、その役割を踏まえ基本報酬のみとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は、職務内容、役割、責任等を総合的に勘案して定めるものとする。

c. 業績連動報酬（金銭報酬）等の内容およびその額または数の算定方法に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績に連動する報酬のうち金銭で支給する役員賞与については、短期業績と連動するものとし、単年度ごとの業績を反映した金銭報酬として業務執行を担う取締役に対し個々人の成果等を総合的に勘案し、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

d. 業績連動報酬（非金銭報酬）等の内容およびその額または数の算定方法に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬の株式報酬は、当社の中長期的な企業価値の向上や中長期業績の向上に資する取組み等、中長期の業績に連動して給付する株式数を決定するものとし、業務執行を担う取締役に対し個々人の成果等を総合的に勘案し支給する。株式を給付する時期は、原則として毎年一定の時期とし、当該株式の給付は、当社と取締役との間で締結した譲渡制限契約に基づく口座を使用し、取締役退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分を制限し、一定の非違行為等があった場合、減額が可能な仕組みとする。なお、給付する株式数の一部は、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付とし、当該金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任後当社が定める所定の時期とする。

- e. 基本報酬の額、業績連動報酬のうち金銭報酬の額および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の基本報酬の額と役員賞与の額と株式報酬の額の割合は、原則として以下のとおりとし、評価指標の達成度に応じ変動するものとする。

代表取締役 = 基本報酬 1.0 : 役員賞与 0 ~ 0.8 : 株式報酬 0 ~ 1.2

取締役 = 基本報酬 1.0 : 役員賞与 0 ~ 1.0 : 株式報酬 0 ~ 1.0

(中期経営計画2027を反映した業績連動報酬の評価指標)

| 報酬の種類           | 評価指標 |                                                          | 指標選定の理由                               |
|-----------------|------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 金銭報酬<br>＜役員賞与＞  | 財務   | 親会社株主に帰属する当期純利益                                          | 成長に向けた投資や株主還元<br>の原資となる指標             |
| 非金銭報酬<br>＜株式報酬＞ | 財務   | 連結ROA・連結ROE                                              | 資産収益性および資本効率<br>を評価する指標               |
|                 | 非財務  | TCX (TC Transformation)<br>の取組み<br>＜ESGの推進・価値創造プ<br>ロセス＞ | 価値を創造し続ける企業グ<br>ループに向けた変革等を評<br>価する指標 |
|                 | 市場評価 | 当社株式成長率                                                  | 中長期的な企業価値向上を<br>株主と共有する指標             |

- f. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

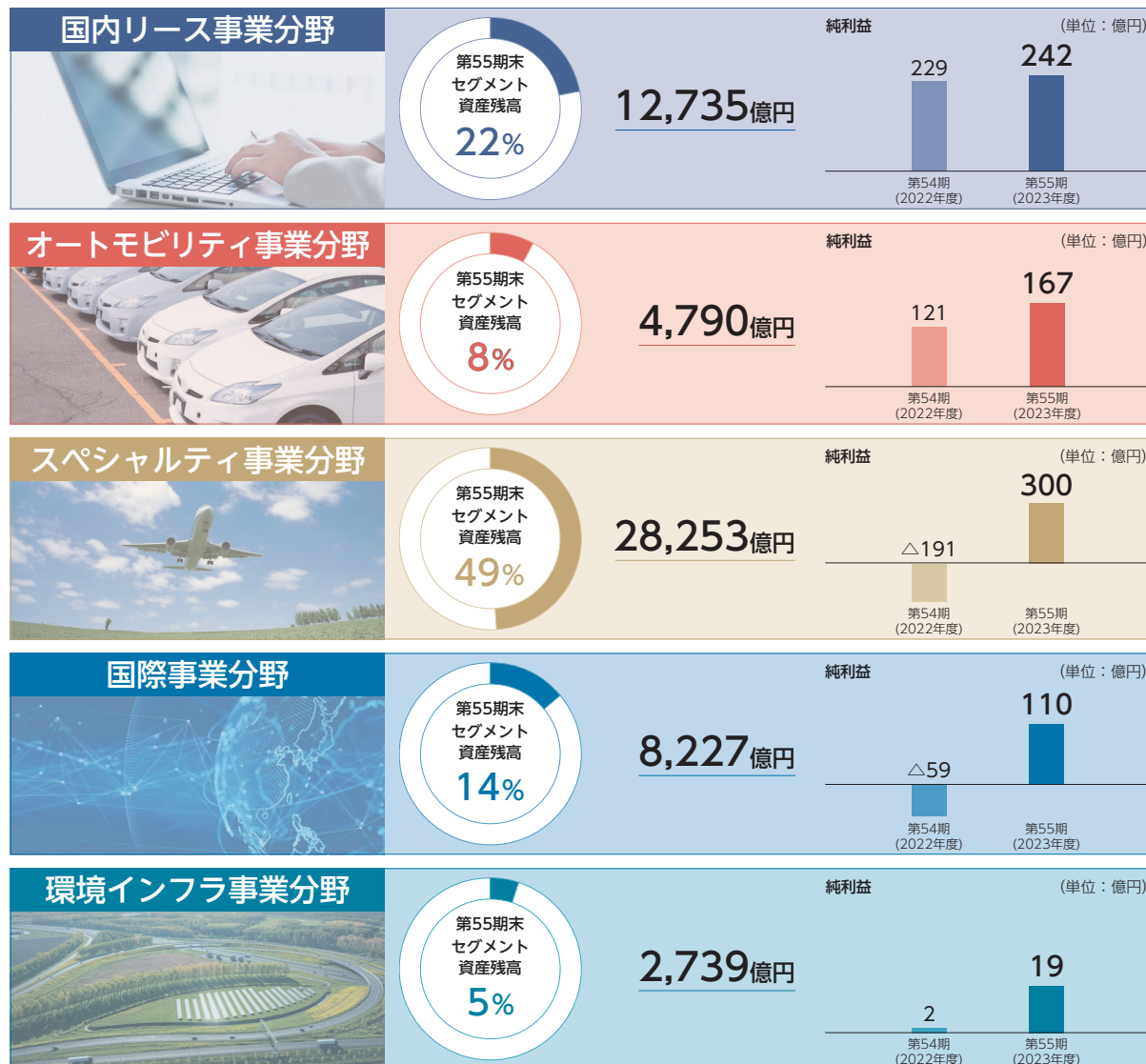
取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申や外部専門家からの助言、第三者による報酬水準の調査データ等も参考にしつつ、決定する。

以 上

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### 事業分野の概況





## (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の持ち直しなどにより企業収益や個人消費活動が改善するなど景気は緩やかな回復傾向にある一方、急速な円安の進行や資源価格の高騰、物価高に加え、欧米を中心とした金融引き締め政策、世界各地での紛争リスクによる社会経済への影響が続くなど、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループにおきましては、2023年度を初年度とした5ヵ年の「中期経営計画2027」を策定し、「自らを変革し、変化を創造するーTC Transformation and Sustainable Growthー」をテーマに、利益成長とROA向上に徹底的にこだわり、高い収益性と安定性あるポートフォリオへ変革することを進めてまいりました。

### ① 営業基盤の強化

#### ■ 国内リース事業分野

- 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、FFG）と当社は、FFGの連結子会社であるFFGリース株式会社（以下、FFGリース）に関して、当社がFFGリースの第三者割当増資を引き受けることでFFGリースに対する両社の出資比率を戦略的に変更し、FFGリースを両社の持分法適用関連会社とすることについて合意いたしました。今後、九州のお客さまに対し多様な資金調達手段を提供し、持続的な地域経済の活性化・発展に貢献してまいります。
- 当社の連結子会社である株式会社TRYは、同じく連結子会社で米・IT機器リースを手掛けるCSI Leasing, Inc.（以下、CSI）より20%の出資を受け、「EPC Japan株式会社」へ社名変更し、ITADサービスの提供を開始いたしました。ITADサービスとは、IT資産を厳格かつ適正に処分するサービスを指し、ガバナンス・コンプライアンスを重視する企業にとって事業運営上欠かせない重要な分野として位置づけられています。CSIは、グループ会社のEPC, Inc.（以下、EPC）を通じ、世界20拠点以上でITADサービスを展開しております。EPCのノウハウを活用して、日本国内でもグローバル標準かつ高品質なITADサービスを提供してまいります。

#### ■ オートモビリティ事業分野

- 当社の連結子会社でレンタカー事業を展開しているニッポンレンタカーサービス株式会社は、高効率運営の推進による利益率の大幅改善や車両売却益の増加により、過去最高益を更新いたしました。具体的な施策として、店舗パワーアップ計画を推進しており、今後、2025年までに全店舗の約3分の1にあたる合計約200店舗を対象に既存店の好立地への移転やリニューアルを進めてまいります。また、個人チャネルの強化や業務効率化計画など、「稼ぐ施策」と「削る施策」を各店舗で実施することで、さらなる収益拡大を実現してまいります。
- 自動運転サービスの社会実装を推進するため、当社は米国May Mobility, Inc.（以下、May社）及び株式会社T2（以下、T2）に出資いたしました。May社は自動運転技術の開発を手掛け、北米及び日本において自動運転サービスの普及・展開を目指しており、リードインベスターの日本電信電話株式会社をはじめ数多くの日本企業が資本参加し、自動運転の豊富な走行実績と高い評価を誇るテクノロジー企業です。T2は物流トラックの運転手不足という社会課題に対し、走行ルート等の特定条件下で完全自動運転を行う“レベル4”の自動運転システムを装備した幹線輸送サービスの導入により、物流ボトルネックの解決を企図しております。今回の出資をきっかけに、当社と連携して自動運転システムや搭載車両、さらには自動運転車両から物流施設まで一貫したサービスの提供が期待されます。今後、当社は自動



## 事業報告

運転などの「次世代領域」をオートモビリティ分野における将来の成長事業と位置づけ、持続可能なモビリティ社会の実現に貢献してまいります。

### ■ スペシャルティ事業分野

- 当社の連結子会社で航空機リース事業を展開している Aviation Capital Group LLC (以下、ACG)は、前期にロシア向けの全エクスポージャー (リース8機及び融資・融資保証) について748億円の特別損失を計上し、大幅減益となりましたが、当期はリース料収入及び機体売却益の大幅な回復等により、増収・増益となりました。航空機リースのマーケットは、ACGが主力とするナローボディを中心に、エアラインからの中古機購入や再リースの引き合いが強くなっており、足元のリース料及び機体価格は着実に回復している状況にあります。このような中古機体価格及びリース料の長期的な上昇が期待できる事業環境を背景に、ACGの業績は引き続き堅調に回復すると見込んでおります。今後は、世界各国にて急速に回復している旅行需要や、燃料効率の高い次世代機への更新需要に対応し、航空機リース事業の再成長を目指してまいります。
- 当社は、住友林業株式会社傘下の米国・森林アセットマネジメント事業会社Eastwood Forests, LLCが組成し、運用を開始した森林ファンドEastwood Climate Smart Forestry Fund IIに出資・参画いたしました。気候変動対策としてのCO2吸収・固定の価値だけでなく、生物多様性や水循環の保全といった自然資本としての付加価値を加えた、質の高いカーボンクレジットの創出を目指し、新たな森林関連ビジネスの展開につなげてまいります。

### ■ 国際事業分野

- 当社は、NTTグループのNTT Global Data Centers Americas, Inc.と協業し、米国・シカゴにおけるデータセンター事業の共同運営を開始いたしました。本件事業規模はデータセンター3棟、総計画容量104MWに及ぶ大規模なプロジェクトとなりますが、米国・シカゴはデータセンターの集積地で、ハイパースケーラーからの需要も強いことから、さらなる事業の成長につながる優良な案件であるものと考えております。今後、NTTグループのパートナー企業として、デジタルインフラの整備等につながる取り組みを継続的に推進いたします。
- 当社の連結子会社であるCSIは、子会社のCSI Leasing Malaysia, Sdn. Bhd.を通じ、マレーシアにおいてIT機器の適正処分を請け負うITADサービス企業 ExportXcel, Sdn. (以下、エクスポートエクセル) の全株式を取得いたしました。エクスポートエクセルは、複数の大手ITメーカーのITADパートナーを務めるなど、優れたサービスノウハウと処理能力を有するリーディングカンパニーであります。前述の国内リース事業分野におけるEPC Japanを含め、国内外でのグローバル標準のITADサービスを提供してまいります。

### ■ 環境インフラ事業分野

- 当社は、英国屈指の独立系資産運用グループ、シュローダーのグループ会社であるSchroders Greencoat LLP (以下、Greencoat) と共同で英国内の稼働済み太陽光発電所34カ所 (303MW) を取得いたしました。本件の共同投資家であるGreencoatは5.6GW (301カ所) の再生可能エネルギー発電資産を保有する英国トップクラスのアセットオーナーであり、英国の太陽光発電事業に本格参入する当社にとって、理想的な事業パートナーであるものと考えております。高い知見を有する事業パートナーとともに、欧州・北米におけ

る再生可能エネルギー事業の拡大に注力することにより、クリーンエネルギーの普及に貢献してまいります。

## ② 経営基盤の強化

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）より取得している当社の格付「A+」が「AA-」に変更され、格付の方向性がポジティブから安定的に変更されました。
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）より取得している当社の格付「AA-」が「AA」に変更され、格付の見通しがポジティブから安定的に変更されました。
- ・当社は、持続的成長と中長期にわたる企業価値の向上を図るため、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応方針の現状認識・取組方針等を策定いたしました。前中計期間（2020年度～2022年度）において、株式市場からは、マクロ環境の変化への対応力やリスクとリターンのバランスに配慮した最適な資産ポートフォリオの在り方が問われるなど、当社の株主資本コストは上昇し、PBRも2022年から現在に至るまで1倍を下回っております。当社の株主資本コストは現在10%と認識しておりますが、今後はリスク管理の高度化に基づく株主資本コストの低減及びROAに徹底的にこだわり中長期にわたる収益性の向上を実現し、ROE10%以上を達成することにより、PBRを改善してまいります。
- ・「中期経営計画2027」において、持続的成長に向けた基本方針の1つに「デジタルTransformation（DX）」を掲げ、DXを持続的な成長に向けた主要4要素の一つに位置付けております。デジタル技術や様々なデータを有効活用した金融・サービスを不断に創出し、パートナー企業やお客さまが直面する環境変化に対する事業基盤の整備及び新たな社会価値の創出に貢献することが、当社にとっての「DX」の中核であります。また、2023年7月より「DX人材育成プログラム」をスタートさせ、全役職員を対象としたDX研修を開始いたしました。お客さまへ提供する価値の向上と社員一人ひとりの主体的な生産性向上を目指し、価値を創造し続ける組織への改革を進めてまいります。

業績につきましては、売上高は前期比212億円（1.6%）増加し1兆3,461億円、売上総利益は国際事業及びオートモビリティ事業での増益により前期比277億円（12.3%）増加し2,532億円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比147億円（10.9%）増加し1,490億円となりました。主な要因は、国際事業の人件費及び物件費の増加であります。

営業外損益は前期比19億円（12.7%）減少し131億円の利益となりました。主な減益要因は、支払利息の増加及び受取配当金の減少であります。

これらにより、経常利益は前期比111億円（10.5%）増加し1,173億円となりました。

また、特別損益は7億円の利益となり、法人税等は前期比144億円（68.2%）増加し355億円、非支配株主に帰属する当期純利益は前期比6億円（6.6%）増加し104億円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比674億円増加し721億円となりました。

## 事業報告

### (2) 設備投資の状況

#### ① 貸 貸 資 産

当連結会計年度における貸貸資産の新規取得高は、4,841億円であります。

#### ② その他の営業資産

当連結会計年度におけるその他の営業資産の新規取得高は、24億円であります。

#### ③ 社 用 資 産

特記すべき事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

期末借入金等の残高は4兆7,490億円で、前連結会計年度末に比べて2,343億円増加しました。

借入金等残高（年度末）の推移

(単位：百万円)

| 区 分             | 第 52 期<br>2020年度 | 第 53 期<br>2021年度 | 第 54 期<br>2022年度 | 第 55 期<br>2023年度<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 短 期 借 入 金       | 229,218          | 252,174          | 278,054          | 412,825                       |
| 長 期 借 入 金       | 2,337,764        | 2,592,182        | 2,805,842        | 2,757,880                     |
| 社 債             | 1,022,713        | 1,000,083        | 1,052,654        | 1,219,369                     |
| 債権流動化に伴う支払債務    | 61,602           | 31,442           | 25,800           | 15,310                        |
| コマーシャル・ペーパー     | 629,600          | 371,499          | 352,307          | 343,609                       |
| 借 入 金 等 残 高 合 計 | 4,280,899        | 4,247,383        | 4,514,658        | 4,748,995                     |

### (4) 重要な企業再編等の状況

- ① 当社は、2023年4月1日を効力発生日として、100%子会社であるTCビジネスサービス株式会社及びTCビジネス・エキスパーツ株式会社を吸収合併いたしました。
- ② 当社は、2023年9月29日を効力発生日として、当社連結子会社の株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースの株式の一部を、それぞれ株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースに譲渡いたしました。本件譲渡に伴い、株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースは当社の持分法適用関連会社となりました。
- ③ 2024年3月22日付で、当社連結子会社であるTC Global Investments Americas LLC（本社、米国）が、NTT Global Data Centers Joint Venture CH, LLC、NTT Global Data Centers Holding CH, LLC及びNTT Global Data Centers CH, LLCの出資持分を取得し、当該3社を連結子会社といたしました。

## (5) 対処すべき課題

当社は2023年5月12日に「中期経営計画2027」（2023年度～2027年度）を策定しスタートさせました。「中期経営計画2027」では、高い収益性と安定性のあるポートフォリオへの変革を進め、稼ぐ力の強化とESGの推進によるサステナビリティ経営の好循環サイクルを確立し、持続的な価値創造を続けてまいりました。

### 【中期経営計画2027テーマ】

『自らを変革し、変化を創造する』

-TC Transformation and Sustainable Growth-

将来も持続的な成長を続けるため、これまで築いてきた強みを深化させるとともに、変化に対応するだけでなく自らを変革し、変化を創造する企業グループを目指します。

### 【基本方針】TC Transformation

将来の持続的な成長に向け、主に4つの要素について変革を図ります。これらの変革を進める中で、稼ぐ力の強化とESGの推進を実行し、企業価値を向上させてまいります。



# 事業報告

## 【目標指標】

### 純利益1,000億円、ROE10%を達成し、PBR1倍以上に

- 財務目標を純利益ベースに一本化
- 現在の株主資本コストを10%と認識し、その低減も目指す
- ESG推進に向け、非財務目標を設定

## 中期経営計画2027

| 財務目標※1              |         | 非財務目標                                                                                                                                                           |                  |
|---------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 親会社株主に<br>帰属する当期純利益 | 1,000億円 | 2030年度のGHG排出量<br>50%削減に向けた取組み<br>※2                                                                                                                             | 33%～50%          |
| ROA<br>(総資産純利益率)    | 1.4%    | エンゲージメント指数 ※3<br>(実施するグループ会社含む)                                                                                                                                 | 肯定的回答率の<br>維持・向上 |
| ROE                 | 10%     | <div>※1 2027年度想定為替レート 1USD=130円</div> <div>※2 2021年度を基準年度とし、2030年度に50%削減目標を公表済</div> <div>※3 2022年TC個社実施の従業員エンゲージメント調査<br/>肯定的回答率：63%（選択式設問において肯定的な回答を集計）</div> |                  |

## 【事業戦略】

「金融」・「サービス・事業」をカテゴリー化し、各ビジネスカテゴリーにおける期待収益率、リスク・リターン、Capability、マーケットの成長性等を加味した、ポートフォリオの適切な配分をおこないます。利益成長とROA向上に徹底的にこだわり、高い収益性と安定性のあるポートフォリオへと変革を進めてまいります。

ポートフォリオの変革を進める中で、バランスシートマネジメントの強化と総合リスクマネジメントの強化・リスク管理の高度化を並行して推進してまいります。

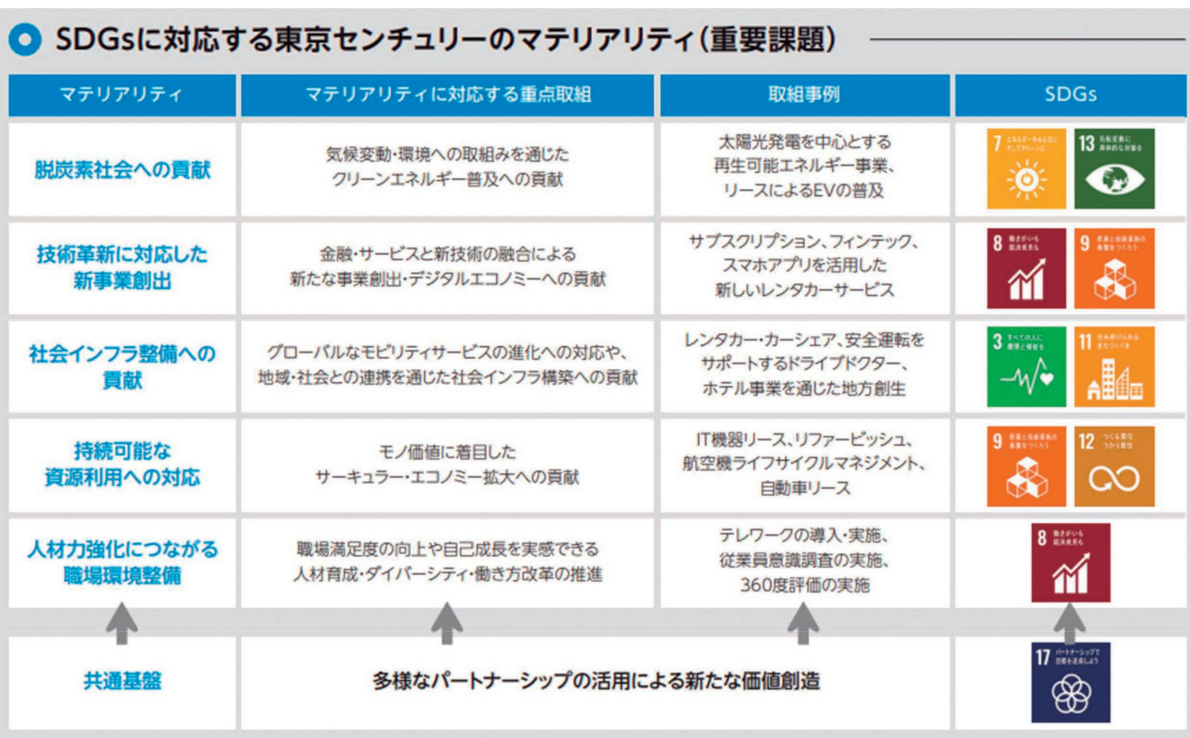


## 【サステナビリティに関する取り組み】

当社のサステナビリティの根源は、金融・サービス企業としてステークホルダーの皆さまとともに持続的な成長と企業価値の向上を図り、循環型経済社会の実現に貢献することにあります。SDGsの目標を読み解き、10年後・20年後の未来を想定し、必要とされる金融・サービスの創出を志向するバックカスティングのもと、サステナビリティ経営を推進しています。

当社は、事業を通じて社会課題の解決に貢献し、社会と当社の持続的な成長と企業価値向上を図るサステナビリティ経営を進めるため、SDGsに対応する5つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、取り組みを進めています。

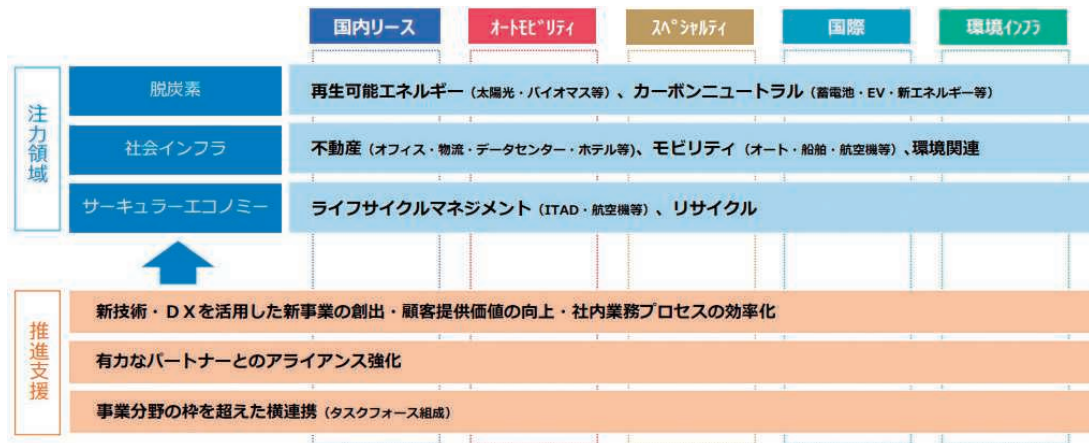
当該マテリアリティの特定については、SDGsを踏まえた、ステークホルダーにとっての重要度を考慮しつつ、当社の「モノ」価値に着目した事業特性や自由度の高い経営環境を活かした多彩な事業展開など、当社にとっての重要度を勘案の上、「マテリアリティマップ」を策定し、関係部インタビュー、サステナビリティ委員会、経営会議及び取締役会での議論を経て決定しております。





## 事業報告

「中期経営計画2027」における事業戦略として、マテリアリティの中でも「脱炭素」・「社会インフラ」・「サーキュラーエコノミー（持続可能な資源利用への対応）」を注力領域としており、組織の枠にとらわれず取り組み、事業分野間の繋がりを強化してまいります。



5つのマテリアリティのうち、特に気候変動に関係する項目として「脱炭素社会への貢献」を掲げております。当社グループでは、気候変動・環境への取り組みを通じたグリーンエネルギーの普及への貢献を重点取り組みとして、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー事業を通じて気候変動緩和への取り組みを進め、脱炭素社会の実現に向けて貢献しております。2023年4月から環境インフラ事業分野を新たな事業分野として独立し、環境ビジネスにかかる専門性と独自性を持つ事業分野を設立することで、ナレッジの高度化及び共有化を図り、当該ビジネスの深化、推進を目指しております。

具体的には、営農併設型太陽光発電事業や水上型太陽光発電事業への参入、コーポレートPPAによる電力サービスの拡充などの発電事業を推進しています。2023年度は、経済産業省が募集する「令和4年度第2次補正予算再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業」において、当社グループの京セラTCLソーラー合同会社が申請した熊本・荒尾メガソーラー発電所における案件が採択されました。本事業は蓄電池と太陽光発電を組み合わせた再生可能エネルギー電源の最大化に貢献するなど、社会的意義の高い取り組みです。

当社では、今後も多くの事業パートナーと強みを持ち寄り、環境バリューチェーンを構築し、新ビジネスへの取り組みに挑戦することで、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

## 【人材・組織戦略】

「中期経営計画2027」の基本方針であるTC Transformationの要素として、人材・組織Transformation（HRX）を推進し、経営戦略・事業戦略を支える人材戦略と組織戦略を着実に遂行してまいります。

### 【人材戦略】

自らを変革し、変化を創造することのできる人材の育成/確保

#### ● 人材の確保・育成の強化

- 経営・事業戦略の変革をリードできる専門性のある人材の採用
- 専門性の高い人材が活躍できる人事制度の導入
- 従業員の新しい挑戦のための学びの機会を提供
- 事業を創造することが出来る人材の育成

#### ● 資源配分・配置

- 成長分野への人的資源配分
- 戦略的な人材配置に向けたタレントマネジメント
- 成長に伴う適正な報酬の配分

#### ● 安全・安心に働くことのできる環境整備

- 健康意識の醸成と疾病の予防・早期発見・治療に向けての支援
- 働きやすく、働きがいのある職場環境の実現による生産性向上

### 【組織戦略】

高い組織実行力と個の活躍が両立する組織

#### ● 組織運営

- 注力領域における組織の枠に捉われない仕組みづくり
- 挑戦を称賛する制度の推進
- コミュニケーション・ナレッジ共有の仕組み構築

#### ● ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進

- 人権を尊重する企業風土の醸成
- 多様な人材が多彩な能力を発揮できる環境づくり

#### ● ブランディング

- 従業員に向けたインナーブランディングの推進
- 人材確保・採用に繋がるブランド力の強化

人材/組織戦略における主要KPI

- 人材確保・育成に向けた投資（単体）：27年度 8億円以上「研修費用」＋「研修時間×人件費」＋「人材採用費用」（23年度：約4.8億円）
- 新卒採用に占める女性比率（単体）：新卒に占める女性比率維持（23年度：53.2%）
- キャリア採用比率（単体）：従業員に占めるキャリア採用比率の維持/向上（23年度：34.9%）

## 事業報告

### (6) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分             | 第 52 期<br>2020年度 | 第 53 期<br>2021年度 | 第 54 期<br>2022年度 | 第 55 期<br>2023年度<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高           | 1,200,184        | 1,277,976        | 1,324,962        | 1,346,113                     |
| 経 常 利 益         | 78,105           | 90,519           | 106,194          | 117,303                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 49,145           | 50,290           | 4,765            | 72,136                        |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 100.64           | 102.89           | 9.74             | 147.32                        |
| 総 資 産           | 5,602,897        | 5,663,787        | 6,082,114        | 6,460,930                     |
| 純 資 産           | 688,345          | 795,580          | 888,985          | 1,011,176                     |

(注) 2024年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分            | 第 52 期<br>2020年度 | 第 53 期<br>2021年度 | 第 54 期<br>2022年度 | 第 55 期<br>2023年度<br>(当事業年度) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高          | 424,441          | 427,622          | 395,387          | 366,918                     |
| 経 常 利 益        | 26,776           | 35,543           | 32,286           | 34,308                      |
| 当 期 純 利 益      | 21,255           | 20,319           | 25,257           | 32,551                      |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 43.53            | 41.57            | 51.60            | 66.48                       |
| 総 資 産          | 3,157,027        | 3,029,019        | 2,988,353        | 3,039,340                   |
| 純 資 産          | 414,637          | 408,979          | 410,348          | 421,732                     |

(注) 2024年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

## (7) 重要な子会社及び関連会社の状況&lt;2024年3月31日現在&gt;

| 名 称                                         | 資 本 金         | 議決権比率  | 主要な事業内容           |
|---------------------------------------------|---------------|--------|-------------------|
| 日本カーソリューションズ株式会社                            | 1,181百万円      | 59.5%  | 自動車リース業           |
| ニッポンレンタカーサービス株式会社                           | 720百万円        | 88.6%  | レンタカー業            |
| F L C S 株 式 会 社                             | 1,000百万円      | 80.0%  | 総合リース業            |
| 株式会社IHIファイナンスサポート                           | 200百万円        | 66.5%  | 総合リース業・金融         |
| 株 式 会 社 アイ テ ッ ク リ ー ス                      | 20百万円         | 85.1%  | 総合リース業            |
| エス・ディー・エル株式会社                               | 100百万円        | 100.0% | 総合リース業            |
| E P C J a p a n 株 式 会 社                     | 50百万円         | 100.0% | 中古パソコン等リファーマビッシュ業 |
| 株 式 会 社 ア マ ダ リ ー ス                         | 300百万円        | 60.0%  | 金属加工機械器具リース業      |
| T C 神 鋼 不 動 産 株 式 会 社                       | 3,037百万円      | 70.0%  | 不動産業              |
| TCプロパティソリューションズ株式会社                         | 100百万円        | 100.0% | 不動産賃貸業            |
| TCホテルズ&リゾーツ軽井沢株式会社                          | 100百万円        | 100.0% | ホテル・旅館業           |
| TCホテルズ&リゾーツ別府株式会社                           | 394百万円        | 100.0% | ホテル・旅館業           |
| T C エ ー ジ ン シ ー 株 式 会 社                     | 10百万円         | 100.0% | 保険代理店業・住宅つなぎ立替払業  |
| 京セラTCLソーラー合同会社                              | 10百万円         | 81.0%  | 売電業               |
| T C L A 合 同 会 社                             | 100百万円        | 100.0% | リース業              |
| 周 南 パ ワ ー 株 式 会 社                           | 50百万円         | 60.0%  | 売電業               |
| A & T m 株 式 会 社                             | 100百万円        | 51.0%  | 発電所事業の運営・維持管理業務   |
| N T T ・ T C リ ー ス 株 式 会 社                   | 10,000百万円     | 50.0%  | 総合リース業            |
| NX・TCリース&ファイナンス株式会社                         | 1,000百万円      | 49.0%  | 総合リース業            |
| F F G リ ー ス 株 式 会 社                         | 895百万円        | 25.0%  | 総合リース業            |
| 東 銀 リ ー ス 株 式 会 社                           | 20,049百万円     | 25.0%  | 総合リース業            |
| 伊 藤 忠 TC 建 機 株 式 会 社                        | 2,300百万円      | 50.0%  | 建設機械等の販売及びレンタル業   |
| ビ ー プ ラ ッ ツ 株 式 会 社                         | 540百万円        | 30.9%  | サブスクリプション業        |
| 株式会社オリコビジネスリース                              | 240百万円        | 20.0%  | 総合リース業            |
| 株式会社オリコオートリース                               | 240百万円        | 34.0%  | 自動車リース業           |
| 中央日土地アセットマネジメント株式会社                         | 80百万円         | 30.0%  | 不動産運用業            |
| 東 瑞 盛 世 利 融 資 租 賃 有 限 公 司                   | 47百万米ドル       | 80.0%  | 総合リース業            |
| 東 瑞 盛 世 利 (上 海) 商 業 保 理 有 限 公 司             | 250百万円        | 100.0% | ファクタリング業          |
| Tokyo Century Leasing (Singapore) Pte. Ltd. | 19百万シンガポールドル  | 100.0% | 総合リース業            |
| Tokyo Century Capital (Malaysia) Sdn. Bhd.  | 86百万マレーシアリングギ | 100.0% | 総合リース業            |
| PT. Tokyo Century Indonesia                 | 300,000百万ルピア  | 85.0%  | 総合リース業            |
| TISCO Tokyo Leasing Co., Ltd.               | 60百万タイバーツ     | 49.0%  | 総合リース業            |
| CT Telesis Investments Inc.                 | 88百万米ドル       | 100.0% | 投資業               |
| TC Car Solutions (Thailand) Co., Ltd.       | 600百万タイバーツ    | 99.9%  | 自動車リース業           |
| H T C L e a s i n g Co., Ltd.               | 100百万タイバーツ    | 70.0%  | 建設機械ファイナンス業       |

## 事業報告

| 名 称                                           | 資 本 金           | 議決権比率  | 主要な事業内容         |
|-----------------------------------------------|-----------------|--------|-----------------|
| BPI Century Tokyo Lease & Finance Corporation | 80百万<br>フィリピンペソ | 51.0%  | 総合リース業          |
| Tokyo Century Asia Pte. Ltd.                  | 153百万米ドル        | 100.0% | 投資業             |
| CSI Leasing, Inc.                             | 52百万米ドル         | 100.0% | 総合リース業          |
| Tokyo Century (USA) Inc.                      | 26百万米ドル         | 100.0% | 総合リース業          |
| Allegiant Partners Incorporated               | 10百万米ドル         | 100.0% | リース業・ファイナンス業    |
| Aviation Capital Group LLC                    | —               | 100.0% | 航空機リース業・ファイナンス業 |
| TC Aviation Capital Ireland Ltd.              | 8万ユーロ           | 100.0% | 航空機リース業・ファイナンス業 |
| TC Skyward Aviation U. S., Inc.               | 3,910百万米ドル      | 100.0% | 航空機リース業・ファイナンス業 |
| TC Skyward Aviation Ireland Ltd.              | 193百万米ドル        | 100.0% | 航空機リース業・ファイナンス業 |
| TC Realty Investments Inc.                    | 741百万米ドル        | 100.0% | 不動産投資業          |
| TC Global Investments Americas LLC            | —               | 100.0% | 投資業             |
| NTT Global Data Centers Joint Venture CH, LLC | —               | 80.0%  | データセンター事業       |
| NTT Global Data Centers Holding CH, LLC       | —               | 80.0%  | データセンター事業       |
| NTT Global Data Centers CH, LLC               | —               | 80.0%  | データセンター事業       |
| 統一東京股份有限公司                                    | 588百万台湾ドル       | 49.0%  | 総合リース業          |
| 大連冰山集団華慧達融資租賃有限公司                             | 170百万元          | 40.0%  | 総合リース業          |
| 蘇州高新福瑞融資租賃有限公司                                | 379百万元          | 15.8%  | 総合リース業          |
| ZAXIS Financial Services Americas, LLC        | —               | 35.0%  | 建設機械ファイナンス業     |
| PT. Hexa Finance Indonesia                    | 300,000百万ルピア    | 20.0%  | 建設機械ファイナンス業     |
| GA Telesis, LLC                               | —               | 49.2%  | 航空機部品販売業        |

- (注) 1. EPC Japan株式会社は、2023年12月1日付で株式会社TRYより商号変更しております。なお、議決権比率のうち20.0%は、間接保有によるものであります。
2. NX・TCリース&ファイナンス株式会社は、2023年7月1日付で日通リース&ファイナンス株式会社より商号変更しております。
3. Tokyo Century Capital (Malaysia) Sdn. Bhd.の議決権比率のうち9.55%は、間接保有によるものであります。
4. TC Car Solutions (Thailand) Co., Ltd.の議決権比率のうち50.9%は、間接保有によるものであります。
5. HTC Leasing Co., Ltd.の議決権比率のうち51.0%は、間接保有によるものであります。
6. Allegiant Partners Incorporatedの議決権比率100.0%は、間接保有によるものであります。
7. Aviation Capital Group LLCの議決権比率100.0%は、間接保有によるものであります。なお、資本金については当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。
8. TC Global Investments Americas, LLCの資本金については、当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。
9. NTT Global Data Centers Joint Venture CH, LLC、NTT Global Data Centers Holding CH, LLC及びNTT Global Data Centers CH, LLCの3社の議決権比率80.0%は、間接保有によるものであります。なお、資本金については当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。
10. 蘇州高新福瑞融資租賃有限公司の議決権比率15.8%は、間接保有によるものであります。
11. ZAXIS Financial Services Americas, LLCの議決権35.0%は、間接保有によるものであります。なお、資本金については当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。
12. GA Telesis, LLCの議決権比率49.2%は、間接保有によるものであります。なお、資本金については当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。

## (8) 主要な事業セグメント＜2024年3月31日現在＞

| 主 要 事 業    | 業 務 内 容                                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 国内リース事業    | 情報通信機器、事務用機器、産業工作機械、輸送用機器、商業・サービス業用設備等を対象としたリース・ファイナンス（貸付・出資）及びその附帯サービス、各種事業等 |
| オートモビリティ事業 | 法人・個人向けのオートリース、レンタカー、カーシェア事業等                                                 |
| スペシャルティ事業  | 船舶、航空機、不動産等のプロダクツを対象とした国内・海外におけるリース・ファイナンス（貸付・出資）及びその附帯サービス、各種事業等             |
| 国際事業       | 東アジア・アセアン、北米・中南米を中心としたリース・ファイナンス（貸付・出資）及びその附帯サービス、オート事業等                      |
| 環境インフラ事業   | 再生可能エネルギー等に係る国内・海外における発電事業、リース・ファイナンス（貸付・出資）及びその附帯サービス、各種事業等                  |

## (9) 主要拠点等＜2024年3月31日現在＞

- ① 当 社  
 本 社 東京都千代田区  
 営業拠点 札幌、東北（仙台市）、大宮（さいたま市）、横浜、静岡、名古屋、北陸（金沢市）、京都、大阪、神戸、岡山、広島、福岡
- ② 子 会 社  
 日本カーソリューションズ株式会社 東京都千代田区  
 ニッポンレンタカーサービス株式会社 東京都千代田区  
 F L C S 株式会社 東京都千代田区  
 株式会社 I H I ファイナンスサポート 東京都千代田区  
 株式会社 アイテックリース 東京都渋谷区  
 エス・ディー・エル株式会社 東京都港区  
 E P C J a p a n 株式会社 神奈川県座間市  
 株式会社 アマダリース 神奈川県伊勢原市  
 T C 神鋼不動産株式会社 兵庫県神戸市  
 T C プロパティソリューションズ株式会社 東京都千代田区  
 T C ホテルズ&リゾーツ軽井沢株式会社 東京都千代田区  
 T C ホテルズ&リゾーツ別府株式会社 大分県別府市  
 T C エージェンシー株式会社 東京都千代田区  
 京セラ T C L ソーラー合同会社 東京都千代田区  
 周南パワー株式会社 山口県周南市  
 A & T m 株式会社 東京都千代田区  
 東瑞盛世利融資租賃有限公司 中国／上海  
 東瑞盛世利（上海）商業保理有限公司 中国／上海  
 Tokyo Century Leasing (Singapore) Pte. Ltd. シンガポール  
 Tokyo Century Capital (Malaysia) Sdn. Bhd. マレーシア  
 PT. Tokyo Century Indonesia インドネシア



事業報告

|                                               |        |
|-----------------------------------------------|--------|
| TISCO Tokyo Leasing Co., Ltd.                 | タイ     |
| TC Car Solutions (Thailand) Co., Ltd.         | タイ     |
| HTC Leasing Co., Ltd.                         | タイ     |
| BPI Century Tokyo Lease & Finance Corporation | フィリピン  |
| Tokyo Century Asia Pte. Ltd.                  | シンガポール |
| CSI Leasing, Inc.                             | 米国     |
| Tokyo Century (USA) Inc.                      | 米国     |
| Allegiant Partners Incorporated               | 米国     |
| Aviation Capital Group LLC                    | 米国     |
| TC Aviation Capital Ireland Ltd.              | アイルランド |
| TC Skyward Aviation U.S.,Inc.                 | 米国     |
| TC Skyward Aviation Ireland Ltd.              | アイルランド |

(10) 従業員の状況<2024年3月31日現在>

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 (名)      | 前連結会計年度末比増減 (名) |
|---------------|-----------------|
| 7,876 (4,870) | △2 (116)        |

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 (名)   | 前事業年度末比増減 (名) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|---------------|-------|--------|
| 1,037 (94) | 84 (20)       | 44.1歳 | 17.2年  |

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

③ 当社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

| 管理職に占める<br>女性労働者の割合<br>(注) 1 | 男性労働者の<br>育児休業取得率<br>(注) 2 | 労働者の男女の賃金の差異 (注) 1 |         |           |
|------------------------------|----------------------------|--------------------|---------|-----------|
|                              |                            | 全労働者               | 正規雇用労働者 | パート・有期労働者 |
| 12.0%                        | 100.0%                     | 58.1%              | 58.3%   | 34.3%     |

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

<男女の賃金の差異に関する補足説明>

- ・当社は男女による賃金体系及び制度上の違いはありません。
- ・当社はコース及び資格により異なる賃金水準を設定しておりますが、男女ではコース及び資格の人員分布に差があり、それに伴う男女の賃金差異が生じております。
- ・当社は女性の活躍を推進し、従業員一人ひとりが多様で柔軟な働き方ができるよう、新卒採用に占める女性比率は40%以上を維持すること、管理職に占める女性比率は2030年までに30%以上とすること等を定量的目標とする行動計画を策定しております。

## (11) 主要な借入先及び借入額＜2024年3月31日現在＞

| 借入先         | 借入残高(百万円) |
|-------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 493,580   |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 391,289   |
| 株式会社三井住友銀行  | 252,305   |
| 農林中央金庫      | 232,489   |
| 株式会社国際協力銀行  | 218,927   |

(注) 借入額には、各借入先の海外現地子会社からの借入を含んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項<2024年3月31日現在>

### (1) 発行可能株式総数 普通株式 1,600,000,000株

(注) 2023年11月10日開催の取締役会決議により、2024年1月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数を400,000,000株から1,600,000,000株に変更しております。

### (2) 発行済株式の総数 普通株式 492,113,280株 (うち自己株式 2,459,140株)

(注) 2023年11月10日開催の取締役会決議により、2024年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割をしたことにより、発行済株式の総数は、369,084,960株増加しております。

### (3) 株主数 25,165名 (前事業年度末比 4,570名増)

### (4) 大株主の状況 (上位10名)

| 株主名                                                       | 持株数          | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------------|--------------|--------|
| 伊藤忠商事株式会社                                                 | 146,859,200株 | 29.99% |
| 中央日本土地建物株式会社                                              | 68,643,400   | 14.02  |
| 日本電信電話株式会社                                                | 49,211,200   | 10.05  |
| ケイ・エス・オー株式会社                                              | 41,344,000   | 8.44   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                   | 22,536,400   | 4.60   |
| 株式会社みずほ銀行                                                 | 18,752,120   | 3.83   |
| 清和総合建物株式会社                                                | 16,010,600   | 3.27   |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                                        | 12,911,000   | 2.64   |
| 日本生命保険相互会社                                                | 8,469,860    | 1.73   |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 オリエン트コーポレーション口<br>再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行 | 7,600,000    | 1.55   |

(注) 持株比率は自己株式(2,459,140株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況＜2024年3月31日現在＞

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当                                           | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                                 |
|----------|---------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 雪 矢 正 隆 |                                               |                                                                                                                                                                          |
| 代表取締役社長  | 馬 場 高 一 |                                               |                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役    | 吉 田 政 雄 | 社外取締役                                         | 一般社団法人電気倶楽部理事長                                                                                                                                                           |
| 取 締 役    | 中 村 明 雄 | 社外取締役                                         | 田辺総合法律事務所特別パートナー<br>株式会社証券保管振替機構<br>取締役代表執行役社長<br>株式会社ほふりクリアリング<br>代表取締役社長<br>アイペット損害保険株式会社<br>社外取締役（監査等委員）                                                              |
| 取 締 役    | 浅 野 敏 雄 | 社外取締役                                         | 株式会社メディパルホールディングス<br>社外取締役<br>株式会社ダイセル社外取締役<br>旭化成株式会社相談役<br>公益財団法人がん研究会理事長                                                                                              |
| 取 締 役    | 田 中 美 穂 | 社外取締役                                         | 芝・田中経営法律事務所パートナー<br>株式会社ソラスト社外監査役<br>マリモ地方創生リート投資法人監督役員<br>地主プライベートリート投資法人監督役員                                                                                           |
| 取 締 役    | 沼 上 幹   | 社外取締役                                         | 一橋大学名誉教授<br>JFEホールディングス株式会社社外監査役<br>早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授<br>株式会社荏原製作所社外取締役                                                                                        |
| 取 締 役    | 岡 田 明 彦 | 監査部門長                                         |                                                                                                                                                                          |
| 取 締 役    | 佐 藤 浩   | 国内リース事業分野担当<br>環境インフラ営業推進部門長 兼<br>環境インフラ営業部門長 | 伊藤忠TC建機株式会社取締役                                                                                                                                                           |
| 取 締 役    | 北 村 登志夫 | 国際営業推進部門長 兼<br>国際営業部門長                        | CSI Leasing, Inc. Director and Vice Chairman<br>BPI Century Tokyo Lease & Finance<br>Corporation Director and Chairman<br>Tokyo Century (USA) Inc. Director and Chairman |
| 取 締 役    | 原 真帆子   | スペシャルティ営業推進部門管掌<br>スペシャルティ営業第一部門長補佐           | Aviation Capital Group LLC Director<br>and Exective Chairperson                                                                                                          |
| 取 締 役    | 平 崎 達 也 | 経営企画部門長 兼<br>経理部門長                            | 東銀リース株式会社社外取締役<br>周南パワー株式会社監査役                                                                                                                                           |

## 事業報告

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当   | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役       | 浅 田 俊 一 |       |                                                                                                                                                                                                                                              |
| 常 勤 監 査 役 | 岡 田 太   | 社外監査役 | 日本カーソリューションズ株式会社監査役<br>ニッポンレンタカーサービス株式会社監査役<br>株式会社IHファイナンスサポート監査役<br>EPC Japan株式会社監査役<br>TCプロパティソリューションズ株式会社監査役<br>TC神鋼不動産株式会社監査役<br>TCホテルズ&リゾーツ軽井沢株式会社監査役<br>TCホテルズ&リゾーツ別府株式会社監査役<br>東瑞盛世利融資租賃有限公司監事<br>東瑞盛世利（上海）商業代理有限公司監事<br>A&Tm株式会社監査役 |
| 常 勤 監 査 役 | 天 本 勝 也 |       | 株式会社オリコビジネスリース監査役<br>株式会社アマダリース監査役<br>伊藤忠TC建機株式会社監査役<br>NX・TCリース&ファイナンス株式会社監査役<br>TCエージェンシー株式会社監査役                                                                                                                                           |
| 常 勤 監 査 役 | 野 村 吉 夫 |       | 株式会社オリコオートリース監査役<br>エス・ディー・エル株式会社監査役<br>株式会社アイテックリース監査役                                                                                                                                                                                      |
| 監 査 役     | 藤 枝 昌 雄 | 社外監査役 | 藤枝昌雄税理士事務所代表<br>株式会社ニップコーポレーション監査役                                                                                                                                                                                                           |

- (注) 1. 取締役のうち吉田政雄、中村明雄、浅野敏雄、田中美穂、沼上幹の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち岡田太、藤枝昌雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 岡田太氏は、金融機関の経営に携わった豊富な経験を持ち、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役 藤枝昌雄氏は、税理士事務所代表を務めており、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 吉田政雄、中村明雄、浅野敏雄、田中美穂、沼上幹、藤枝昌雄の6氏は、東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員であります。

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を独立社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会に諮問し、外部専門家の助言も受けたうえで、取締役会で決議する形で決定しております。

取締役の報酬については、当社の持続的成長に向けた健全なインセンティブや中長期的な事業の発展と連動する枠組みとしており、取締役と株主様の利害関係を一致させ、取締役の株主価値向上意識を喚起するとともに、優秀な人材を引き付け、企業価値向上を牽引する人材を確保・育成することを狙いとした報酬制度としております。

報酬の方針・制度・水準等については、報酬委員会に原案を諮問し、その答申を尊重して、取締役会が決定いたします。

報酬の構成は、基本報酬、役員賞与、非金銭報酬等である株式報酬型ストックオプションとしております。固定報酬である基本報酬については、その職務内容、役割、責任等を総合的に勘案して決定しております。業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、役員賞与と株式報酬型ストックオプションからなる業績連動報酬等により構成し、基本報酬と業績連動報酬等の割合の額は、概ね、1.0:1.0～2.5を目安とし、期待される職務を基準に、生み出された成果・業績等を総合的に勘案して決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が決定方針に従ったものも含めて審議し、同委員会の答申内容を尊重して代表取締役社長が決定しているため、取締役会としても、決定方針に沿うものと判断しています。

また、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査役の報酬は、その役割を踏まえ基本報酬のみとしており、監査役の報酬額は、限度額の範囲内で監査役の協議によって決定しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の定時株主総会において年額1,000百万円（うち社外取締役分は年額100百万円）とし、また当該報酬枠の範囲内で取締役（社外取締役を除く）に付与することができる株式報酬型ストックオプション公正価値の上限は年額400百万円とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は2名）であります。



# 事業報告

また、「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」の施行に伴い株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、2021年6月28日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとして、上記報酬枠の範囲内で各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限を1,800個（1個の目的である株式の数は100株）とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名であります。

監査役の報酬限度額は、2009年2月25日開催の臨時株主総会において年額150百万円と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち、社外監査役は4名）であります。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長馬場高一がその具体的内容について決定しております。その内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の役員賞与の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の事業を統率しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとしております。報酬委員会は、外部専門家からの助言、第三者による報酬水準の調査データ等も参考のうえ答申するものとし、上記委任を受けた代表取締役社長は、その答申を尊重して、決定することとしております。なお、株式報酬型ストックオプションの個人別の割当て数については、報酬委員会の答申を尊重して、取締役会の決議により定めることとしております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |               |              | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|-------------------|-------------------|---------------|--------------|----------------|
|                  |                   | 固定報酬              | 業績連動報酬等       | 非金銭報酬等       |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 680百万円<br>(85百万円) | 435百万円<br>(85百万円) | 226百万円<br>(－) | 19百万円<br>(－) | 13名<br>( 5名)   |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 96百万円<br>(47百万円)  | 96百万円<br>(47百万円)  | －             | －            | 4名<br>( 2名)    |

- (注) 1. 当事業年度末日時点における在籍人員は、取締役13名、監査役4名であります。  
2. 業績連動報酬等に該当する株式報酬型ストックオプションについては非金銭報酬等に記載しており、業績連動報酬等の金額には含まれておりません。  
3. 上記のほか社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は2百万円であります。

## ⑤ 業績連動報酬等に関する事項及び非金銭報酬等の内容

役員賞与と株式報酬型ストックオプションからなる業績連動報酬等は、利益に応じて分配する方式とし、その額又は数は、各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の1%相当額を上限の目途として支給するものとしており、業務執行を担う取締役に対し、期待される職務を基準に、生み出された成果、業績等を総合的に勘案して金額を決定しております。親会社株主に帰属する当期純利益は、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり、当該期間の企業価値向上に直結しているため、当社グループ全体の企業価値向上と株主様の利益最大化について、責任を持つ取締役の報酬決定の指標としてふさわしいと判断し、業績連動報酬等の指標としております。当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1.(6)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。

役員賞与は、業務執行を担う取締役に対し、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給しております。株式報酬型ストックオプションは、ストックオプションとしての新株予約権の割当てを、取締役への金銭報酬を相殺する方法により払込みを行うものであり、業務執行を担う取締役に対し、毎年、一定の時期に割当てております。また、役員賞与と株式報酬型ストックオプションの比率の目安は、役員賞与を50%、株式報酬型ストックオプションを50%としております。なお、当事業年度中に当社取締役（社外取締役を除く）に対して職務執行の対価として交付された株式報酬型ストックオプションの内容の概要は、以下のとおりであります。

| 新株予約権の数 | 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 新株予約権の払込金額                 | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権の行使期間                   | 行使の条件 | 交付人数 |
|---------|---------------------|----------------------------|------------------------|------------------------------|-------|------|
| 40個     | 当社普通株式<br>16,000株   | 新株予約権<br>1個当たり<br>482,200円 | 1株当たり1円                | 2023年8月29日から<br>2053年8月28日まで | (注) 1 | 5人   |

- (注) 1. 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内であることに加え、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員及び当社の子会社の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失したその翌日から10日を経過するまでの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
2. 当社は2024年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、上記は調整後の株式数となっております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の兼職状況

| 区 分   | 氏 名     | 兼務先及び兼職内容                     | 兼務先と当社との関係      |
|-------|---------|-------------------------------|-----------------|
| 取 締 役 | 吉 田 政 雄 | 一般社団法人電気倶楽部理事長                | 当社と特別な関係はありません。 |
| 取 締 役 | 中 村 明 雄 | 田辺総合法律事務所特別パートナー              | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 株式会社証券保管振替機構<br>取締役代表執行役社長    | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 株式会社ほふりクリアリング<br>代表取締役社長      | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | アイペット損害保険株式会社<br>社外取締役（監査等委員） | 当社と特別な関係はありません。 |
| 取 締 役 | 浅 野 敏 雄 | 株式会社メディカルホールディングス<br>社外取締役    | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 株式会社ダイセル社外取締役                 | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 旭化成株式会社相談役                    | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 公益財団法人がん研究会理事長                | 当社と特別な関係はありません。 |

## 事業報告

| 区 分   | 氏 名     | 兼務先及び兼職内容                   | 兼務先と当社との関係      |
|-------|---------|-----------------------------|-----------------|
| 取 締 役 | 田 中 美 穂 | 芝・田中経営法律事務所パートナー            | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 株式会社ソラスト社外監査役               | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | マリモ地方創生リート投資法人監督役員          | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 地主プライベートリート投資法人監督役員         | 当社と特別な関係はありません。 |
| 取 締 役 | 沼 上 幹   | 一橋大学名誉教授                    | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | JFEホールディングス株式会社社外監査役        | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 早稲田大学ビジネス・ファイナンス研究センター研究院教授 | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 株式会社荏原製作所社外取締役              | 当社と特別な関係はありません。 |
| 常勤監査役 | 岡 田 太   | 日本カーソリューションズ株式会社監査役         | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | ニッポンレンタカーサービス株式会社監査役        | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | 株式会社ＩＨＩファイナンスサポート監査役        | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | E P C J a p a n 株式会社監査役     | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | T C プロパティソリューションズ株式会社監査役    | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | T C 神鋼不動産株式会社監査役            | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | T C ホテルズ&リゾート軽井沢株式会社監査役     | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | T C ホテルズ&リゾート別府株式会社監査役      | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | 東瑞盛世利融資租賃有限公司監事             | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | 東瑞盛世利（上海）商業保理有限公司監事         | 当社の連結子会社であります。  |
|       |         | A & T m 株式会社監査役             | 当社の連結子会社であります。  |
| 監 査 役 | 藤 枝 昌 雄 | 藤枝昌雄税理士事務所代表                | 当社と特別な関係はありません。 |
|       |         | 株式会社ニップコーポレーション監査役          | 当社と特別な関係はありません。 |

## ② 主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 吉 田 政 雄 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に経営者としての幅広い知識と豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会の委員長（5回全てに出席）として委員会運営に主体的に臨み、公正で透明な委員会運営を主導いたしました。加えて、指名委員会の委員（4回全てに出席）を務め、数多くの有益な提言を行っております。当社の持続的な企業価値の向上に向けて、グローバル企業の経営者としての経験に基づく見地を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。 |
| 取 締 役 | 中 村 明 雄 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に財政・税務分野等における豊富な経験と幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会の委員（4回全てに出席）と報酬委員会の委員（5回全てに出席）を務め、数多くの有益な提言を行っております。当社の持続的な企業価値の向上に向けて、財政・税務分野等における豊富な経験に基づく見地を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。                                   |
| 取 締 役 | 浅 野 敏 雄 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に経営者としての幅広い知識と豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会の委員長（4回全てに出席）として委員会運営に主体的に臨み、公正で透明な委員会運営を主導いたしました。加えて、報酬委員会の委員（5回全てに出席）を務め、数多くの有益な提言を行っております。当社の持続的な企業価値の向上に向けて、グローバル企業の経営者としての経験に基づく見地を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。 |
| 取 締 役 | 田 中 美 穂 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、法務・リスク管理分野等における豊富な経験と幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会の委員（4回全てに出席）と報酬委員会の委員（5回全てに出席）を務め、数多くの有益な提言を行っております。当社の持続的な企業価値の向上に向けて、法務・リスク管理分野等における豊富な経験に基づく見地を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。                               |
| 取 締 役 | 沼 上 幹   | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に企業経営の研究者としての幅広い見識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会の委員（4回全てに出席）と報酬委員会の委員（5回全てに出席）を務め、数多くの有益な提言を行っております。当社の持続的な企業価値の向上に向けて、企業経営の研究者としての幅広い学識に基づく見地を活かし、客観的な視点から当社の経営全般に的確な助言をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいております。                                         |

## 事業報告

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                   |
|-----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常 勤 監 査 役 | 岡 田 太   | 当事業年度開催の取締役会13回全て、監査役会8回全てに出席し、主に金融機関の経営、海外等の業務執行に携わってきた幅広い知識と豊富な経験を活かし、当社の企業活動の適法・妥当性について適切な経営監視を行い、社外監査役としての重要な役割を果たしております。 |
| 監 査 役     | 藤 枝 昌 雄 | 当事業年度開催の取締役会13回全て、監査役会8回全てに出席し、主に税務分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の企業活動の適法・妥当性について適切な経営監視を行い、社外監査役としての重要な役割を果たしております。                |

### ③ 社外役員独立性基準等

当社は独立社外役員の選任にあたり、東京証券取引所が定める「独立役員」の独立性基準（東証「上場管理等に関するガイドライン」）に準拠し、専門知識や幅広い見識及び企業経営に携わった豊富な経験等に基づき客観的に当社の経営監視を担える方を選任することを基本的な考え方としております。これにより独立社外役員の独立性を確保しております。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役 吉田政雄、中村明雄、浅野敏雄、田中美穂、沼上幹及び社外監査役 藤枝昌雄の6氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

【備考】 本事業報告中では、億円単位で記載している金額は億円未満を四捨五入しており、それ以外のお金は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額       | 科 目                    | 金 額       |
|----------------|-----------|------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)      |           | (負 債 の 部)              |           |
| 流 動 資 産        | 2,938,879 | 流 動 負 債                | 2,142,083 |
| 現金及び預金         | 193,859   | 支払手形及び買掛金              | 216,852   |
| 短期貸付           | 167,071   | 短期借入金                  | 412,825   |
| リース債権及びリース投資資産 | 1,391,310 | 1年内償還予定の社債             | 240,695   |
| 営業貸付債権         | 435,091   | 1年内返済予定の長期借入金          | 732,254   |
| 営業投資有価証券       | 407,050   | コマーシャル・ペーパー            | 343,609   |
| 貸料等未収入金        | 63,886    | 債権流動化に伴う支払債務           | 9,000     |
| 有価証券           | 809       | 1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務 | 2,460     |
| 棚卸資産           | 36,712    | リース債務                  | 9,560     |
| その他の流動資産       | 246,947   | 未払法人税等                 | 12,047    |
| 繰上引当金          | △3,859    | 割賦未実現利益                | 15,463    |
| 固定資産           | 3,520,140 | 賞与引当金                  | 4,042     |
| 有形固定資産         | 2,895,981 | 役員賞与引当金                | 470       |
| 貸出資産           | 2,496,294 | その他の引当金                | 237       |
| 質入資産           | 93,965    | その他の流動負債               | 142,564   |
| その他の営業資産       | 244,938   | 固定負債                   | 3,307,671 |
| 建設仮勘定          | 33,230    | 社長期借入金                 | 978,673   |
| 社用資産           | 27,552    | 債権流動化に伴う長期支払債務         | 2,025,626 |
| 無形固定資産         | 115,088   | リース債務                  | 3,850     |
| 質入資産           | 2,525     | 繰延税金負債                 | 20,320    |
| その他の無形固定資産     | 72,924    | 繰延税金負債                 | 56,200    |
| 投資その他の資産       | 39,638    | 役員退職慰労引当金              | 346       |
| 投資有価証券         | 509,069   | メンテナン斯拉引当金             | 717       |
| 破産更生債権等        | 404,150   | その他の引当金                | 659       |
| 繰上引当金          | 7,627     | 退職給付に係る負債              | 11,381    |
| 繰上引当金          | 24,170    | その他の固定負債               | 209,895   |
| 繰上引当金          | 270       | 負債合計                   | 5,449,754 |
| 繰上引当金          | 77,641    | (純資産の部)                |           |
| 繰上引当金          | △4,790    | 株主資本                   | 660,631   |
| 繰上引当金          | 1,911     | 資本剰余金                  | 81,129    |
|                |           | 利益剰余金                  | 56,199    |
|                |           | 自己株式                   | 524,903   |
|                |           | その他の包括利益累計額            | △1,599    |
|                |           | その他の有価証券評価差額金          | 211,598   |
|                |           | 繰延ヘッジ損益                | 37,994    |
|                |           | 為替換算調整勘定               | 9,839     |
|                |           | 退職給付に係る調整累計額           | 163,105   |
|                |           | 新株予約権                  | 658       |
|                |           | 非支配株主持分                | 2,240     |
|                |           | 純資産合計                  | 136,704   |
|                |           | 負債純資産合計                | 1,011,176 |
| 資 産 合 計        | 6,460,930 | 負債純資産合計                | 6,460,930 |



連結計算書類

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額    |                |
|-----------------|--------|----------------|
| 売上高             |        | 1,346,113      |
| 売上原価            |        | 1,092,925      |
| 売上総利益           |        | <b>253,187</b> |
| 販売費及び一般管理費      |        | 148,961        |
| 営業利益            |        | <b>104,225</b> |
| 営業外収益           |        |                |
| 受取利息            | 594    |                |
| 受取配当金           | 1,442  |                |
| 持分法による投資利益      | 17,802 |                |
| 為替差益            | 615    |                |
| その他の営業外収益       | 1,201  | 21,655         |
| 営業外費用           |        |                |
| 支払利息            | 7,851  |                |
| その他の営業外費用       | 726    | 8,578          |
| 経常利益            |        | <b>117,303</b> |
| 特別利益            |        |                |
| 子会社株式売却益        | 1,046  |                |
| 投資有価証券売却益       | 760    |                |
| その他の特別利益        | 322    | 2,129          |
| 特別損失            |        |                |
| 投資有価証券評価損       | 952    |                |
| 固定資産処分損         | 186    |                |
| その他の特別損失        | 293    | 1,432          |
| 税金等調整前当期純利益     |        | <b>118,000</b> |
| 法人税、住民税及び事業税    | 25,411 |                |
| 法人税等調整額         | 10,065 | 35,476         |
| 当期純利益           |        | <b>82,523</b>  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |        | 10,386         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | <b>72,136</b>  |



損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 |         | 金 額     |  |
|-----|---------|---------|--|
| 売上高 | 302,845 | 366,918 |  |
| 売上高 | 12,154  |         |  |
| 売上高 | 16,619  |         |  |
| 売上高 | 35,298  |         |  |
| 売上高 | 272,939 | 328,434 |  |
| 売上高 | 11,672  |         |  |
| 売上高 | 19,565  |         |  |
| 売上高 | 24,256  |         |  |
| 売上高 |         | 38,484  |  |
| 売上高 |         |         |  |
| 売上高 |         | 13,934  |  |
| 売上高 |         |         |  |
| 売上高 | 4,344   | 29,273  |  |
| 売上高 | 23,975  |         |  |
| 売上高 | 766     |         |  |
| 売上高 | 187     |         |  |
| 売上高 | 8,871   | 8,899   |  |
| 売上高 | 28      |         |  |
| 売上高 |         | 34,308  |  |
| 売上高 |         |         |  |
| 売上高 | 6,487   | 6,525   |  |
| 売上高 | 37      |         |  |
| 売上高 | 875     | 1,081   |  |
| 売上高 | 114     |         |  |
| 売上高 | 91      |         |  |
| 売上高 |         | 39,751  |  |
| 売上高 |         |         |  |
| 売上高 | 5,056   | 7,199   |  |
| 売上高 | 2,143   |         |  |
| 売上高 |         | 32,551  |  |
| 売上高 |         |         |  |

## 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

東京センチュリー株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 青木 裕 晃  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤村 誠  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義 大  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京センチュリー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京センチュリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

東京センチュリー株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 青木 裕 晃  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤村 誠  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義 大  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京センチュリー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められせん。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められせん。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

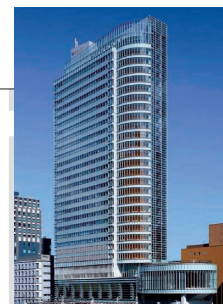
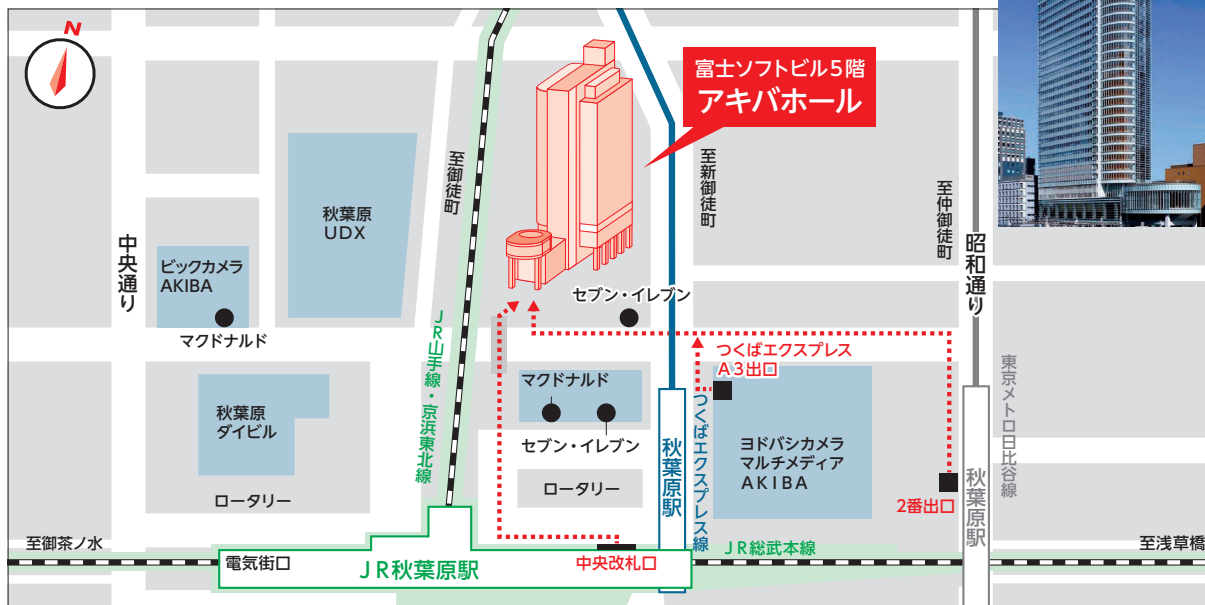
|              |           |
|--------------|-----------|
| 東京センチュリー株式会社 | 監査役会      |
| 常勤監査役        | 天 本 勝 也 ㊟ |
| 常勤監査役        | 野 村 吉 夫 ㊟ |
| 常勤監査役(社外監査役) | 岡 田 太 ㊟   |
| 監 査 役(社外監査役) | 藤 枝 昌 雄 ㊟ |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

### 開催会場

東京都千代田区神田練堀町3番地 富士ソフトビル5階  
アキバホール 電話 03 (5209) 6465



### 交通機関

- JR線 秋葉原駅 (中央改札口より徒歩2分)
- つくばエクスプレス線 秋葉原駅 (A3出口より徒歩1分)
- 東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (2番出口より徒歩3分)

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただいております。  
何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 統合レポート2023のご紹介



株主・投資家をはじめとしたあらゆるステークホルダーの皆さまへ向けて  
「統合レポート2023」を発行いたしましたので、ぜひご覧ください。  
<https://www.tokyocentury.co.jp/jp/ir/library/integrated-report/>



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。